

「淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート」 に関する委員意見（2003/10/13 22:00現在）

- ・琵琶湖部会関連分
- ・流域全体関連分

<本資料について>

注1：本資料は、基礎原案および説明資料（第2稿）に係る具体的な整備内容シートのうち、琵琶湖部会および流域全体に関連すると考えられるシートへの委員からの意見を庶務がまとめたものです。

注2：「検討／実施」の欄は整備内容シートのスケジュール欄の内容を庶務が転記したものです。

注3：第2稿の整備内容シートに対する意見は「第2稿意見」欄に をつけています。

琵琶湖部会関連分

本資料は、基礎原案および説明資料（第2稿）に係る具体的な整備内容シートより琵琶湖部会に関連すると考えられるシートに関する委員からの意見を庶務がまとめたものです。
第2稿に対する意見は「第2稿意見」欄に をつけています。

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(計画-1)	計画-1	5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携	河川レンジャー	淀川水系	琵琶・淀・猪	本川	検討試行		委員会の「中間とりまとめ」ならびに「提言」の主旨をよく反映している。河川レンジャー（仮称）の具体的内容については、すでに淀川河川事務所が着手した宇治川周辺地域における検討懇談会の議論を通じてモデルを創り、試行しつつ理想的なあり方をめざすことが現実的。制度の名称は「河川レンジャー」とし、具体的な名称は「川守りびと」など流域や地域で特色あるものを可とする。水系全体の組織を創り、情報交換、スキルアップ、河川管理者との交流を図る必要がある。	川上 聡
									実施可（ただし、当面一ヵ年試行し、成果をみて編成し直す）	倉田 亨
									可 検討試行を推進し、補正（フィードバック）を忘れないこと。	米山 俊直
									流域管理士も必要。	和田 英太郎
									試験的にでも提言に基づき活動を開始しようとする姿勢は評価できるが、今のままでは、[提言]で提起したような、[一定の資格要件を満たした住民あるいは住民団体]を任用するという法的根拠をもった方向に展開するのかどうか未知であり、その構想もみえない。単に[名称]だけを採用し、その内実を充実できない構想ではなく、具体的に、たとえ数名であっても、試験的に、河川レンジャーとして活躍できる若い人材の確保に踏み出すことを期待したい。	嘉田 由紀子
									「河川レンジャー」[全水系]:検討・試行で可。但し「位置図」において、直轄区間だけをこさらに強調する必要はなく、区分をしないようにすること。なお他の項目での「位置図」(例えば次の「環境-1」と、取り扱いが一致していないところがあるので、注意して統一のこと。	川那部 浩哉
									別紙参照	小竹 武
									可 ・試行段階である宇治川河川レンジャー検討懇談会メンバーの中に生物および水質関係の専門家が入っていない。河川レンジャーのもつ広い機能を考えると、特に試行段階の当初は自然環境の専門家が懇談会に参加すべきである。	西野 麻知子
									当然、可です。猪名川での試行も検討してください。	細川 ゆう子
									別紙参照	本多 孝
									猪名川流域における活動拠点についても言及しておくべきである。	松本 馨
									おおむね「可」。よりよいものに完成度を高めるべく、検討・試行を重ねる必要がある。	三田村 緒佐武

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									条件付可。平行して、良好な河川の整備・管理という目標を達成する上での河川レンジャーの実績や能力、潜在可能性を評価する手続きの検討が条件。さもなくば河川レンジャーになりたいという人々や団体間での軋轢が生じるおそれがある。「住民参加」そのものを自己目的化せず、あくまで良好な河川管理を目標に。	村上 悟
									今後検討会で検討されることですが、じっさいに動く人と場所の確保をどうしていくか。すでに「人」がいるところで(三栖以外で)別の試行があってもよいのでは。	山本 範子
									「実施でなく、自然を理解した人材育成を検討すべき」今の高等教育機関では、自然理解の基礎である動植物の野外実習を含めた分類学の教育がほとんどなされておらず、河川レンジャーの資格を有するような人材が全国的に欠如している。つまり、野外にでて動植物や自然の調査ができ、そのうえで自然を解説したり、指導できるような人材はほとんどいないということである。例えば、滋賀自然環境研究会が行政、コンサルタント、教員を対象に、滋賀県と共催で実施している「生物環境アドバイザー研修」などを参考にすべきである。	小林 圭介
									任命権者は誰か?また指導ないし注意に対する権限はあるのか?資格、職務内容と職務実施方法など詳細に内容を詰める必要がある。	宗宮 功
									<ul style="list-style-type: none"> ・試行に当たっては、検討会を設置し云々とあるが、管理者独自のものと、すでに設置済みのものとの別を明示する。 ● 試行段階の活動拠点として示された三栖開門資料館の内容がわからない。 ・既存施設の外観写真は必要ない。各施設の内容・業績などを示すべき。 ・施設の外観よりも、その内容を知りたい 	有馬 忠雄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>各地域、自治体としての要所に存在させる流域センターに所属させ、河川に対応する仕事をってもらう人々の名称にする。守備範囲も広く、やりがいのある仕事と言える。</p> <p>目標：しばらくの間は救急隊、消防隊の仕事の延長とも言える内容もあり、鉄道警察隊的な監視取締の部分、災害救助、突発事故では一般住民・NPOとの協同作業を必要とする。地方自治体との情報交換の場(教育委員会、学校、病院、医療関係の会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A)失業対策を通しての専門技術者、健康老人等、人員確保 B)現役としての警察、消防隊からの転職 C)学校教育を通じての若年層の育成 D)災害防衛隊の実習、演習場面では自衛隊学校、警察学校、消防学校、陸海空(沿岸警備隊)等の既存施設の一定期間(単位修得のため)利用も考えておく必要がある。 <p>おわりに、国立公園、森林、山岳、河川の保護、監視、維持管理と災害防止、自然保護と救助</p> <p>未来の宇宙、地球的立場から見た日本国土がどうするべきか。そのモデルとして、一級河川淀川流域を対象として対策をたてる。大きい目標を持った河川レンジャーであってほしい。</p>	小竹 武
									<ul style="list-style-type: none"> ● 住民との連携・協働において、環境教育や子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の際、河川管理者が主体となった企画立案ではなく、徹底した地域住民など市民イニシアティブの企画をサポートする姿勢が必要。 	藤井 絢子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>意見：河川レンジャーを第一に押し出すのではなく、多様な機関との連携がゴールであって河川レンジャーはその「ツール」として位置付けることが必要。特に地域文化を伝承する学校の役割や、地域特有の経験を伝承する地域住民、自然環境と直接対峙する農林漁業者の役割については明確な位置付けが必要。</p> <p>(書き換え案)</p> <p>住民団体や地域に密着した組織、学校、農林漁業組織等、多様な機関とのパートナーシップ事業を推進する。特に学校における環境学習の推進や、地域に伝わる知恵・伝統工法などの保存・伝承についても積極的に支援し、住民が主体的に河川管理に参加する土壌をつくる。農地と河川との連続性の再構築や森林管理を通じた流域管理、漁業を通じた環境モニタリングなど、農林漁業との連携も積極的に推進する。</p> <p>特に地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織については河川関係(河川法、河川環境など)の基礎知識を有するものを河川レンジャー(仮称)として任命し、住民が主体となった河川管理の促進を担う。河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。まず淀川河川事務所伏見出張所構内の三栖閘門資料館において、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行する。また、これらの場所は川に関する人々の交流の場としても活用する。</p>	村上 悟
								●	流域管理士も必要。	和田 英太郎
(環境-13)	環境-13	5.2.1 河川形状	横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂州含む】)	野洲川 河口部	琵琶	—	検討/委員会		賛成(モニタリングの項目・評価基準表を用意が必要でないか←意見)	倉田 亨
									可	米山 俊直
									「実施可」ただし、堤防の改善部分の表面をすべて土羽とし、単断面緩傾斜にすべきである。	小林 圭介
									可 ただし、「環境委員会(仮称)」に住民と住民団体(環境NGO)を参加させる ・流域委員会に報告する。	寺川 庄蔵
									1/4スケジュール欄に記載の「委員会」は3/4記載の環境委員会(仮称)の理解でよろしいか。(ex.環境12記載の淀川環境委員会とは異なる?)	山本 範子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>「横断方向の河川形状の修復の(?)検討(野洲川河口部)」[琵琶湖]:検討で可。但し、ここで取り扱う地域は川・湖の双方にわたって極めて小さく、河口域の整備としては極めて不十分であるので、大幅な拡大が必須である。また、「代替案の検討」には3案が挙げられているに過ぎないが、「川が川をつくる」ことが可能なようにするためにはこれでは不十分であり、その線に沿った他の代替案が検討されなければならない。なお、「野洲川は放水路であるが、中略)一定の自然環境が形成されている」との記載は不適切であるが、これは次項で述べる。</p> <p>A「横断方向の河川形状の修復を)検討(野洲川)」[琵琶湖]:先ず前項の「箇所決定理由」に、「野洲川は放水路であるが」とあるのは不適切である。また、「一定の自然環境が形成されている」ともあるが、これはほとんど無意味な言葉であり、「一定の自然環境が形成されないようなところは存在しない」と強弁することさえ可能である。それはともかく、少なくとも一部に直轄部を含む野洲川などにおいては、上流から下流までを一貫して、整備の検討対象をすることが肝心である。当面、いくつかの箇所を選ぶ必要もあるが、それもまた検討の対象にしなければならない。</p> <p>B「横断方向の河川形状の修復を検討(草津川)」[琵琶湖]:前項と同様である。とくに草津川の場合は、河川水が新河川に移って時間があまり経っておらず、従来の工法を批判的に見つめる対象の一つとしても適当な河川であること、自明の理である。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。</p> <p>C「横断方向の河川形状の修復を検討(琵琶湖への流入河川一般)」[琵琶湖]:直ちに実施することは困難としても、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」はもとより、河川審議会の報告等からも明らかである。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然であり、猛省を促したい。</p>	川那部 浩哉
									(やむをえず)「可」。ただし、整備内容に示された規模では本来的な修復は不可能であるということを理解した上で進められるべき。	三田村 緒佐武
								●	別紙参照 コメント2	小林 圭介
								●	別紙参照 コメント1	西野 麻知子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-16)	環境-27	5.2.1	河川形状	横断方向の河川形状の修復の検討 (家棟川地区、内湖・湿地帯)	琵琶湖・家棟川	琵琶	—	実施(家棟川)／ 内湖・湿地帯の 検討		実施可(むずかしく、専門家帯同による研究必要←意見)	倉田 亨
										おおむね「可」。	三田村 緒佐武
										可	米山 俊直
										「内湖については、実施ではなく検討すべき」内湖の再生・復元はコメントとして提出したとおり、現在の知見から総合的に判断して実施は極めて難しいものとする。ただし、琵琶湖辺に多様な湿地ビオトープや湿地帯の再生・復元は早急に実施すべきであり、その際、家棟川のモニタリング調査結果を有効に活用すべきである。	小林 圭介
										家棟の現地を拝見しましたが、造園的な発想が強すぎて、作りすぎているという印象を受けました。いわゆる「ビオトープ」型の整備はそろそろ終わりの時代ではないか。	谷田 一三
										このあたりは昭和50年代までは、野田内湖などがひろがり、琵琶湖と水田の間にひろがるクレーク地帯を形成していた。その時代の内湖のひろがりを見ると、このビオトープ事業はいかにもちっぽけで、名前だけの環境再生という感をまぬがれえないが、それでも、このような方向を示しはじめた行政の施策には賛意を示したい。しかし、地元の人たちのかかわりは、[ビオトープ]という名前からして生き物中心であり、本来、ヨシ帯の利用などで文化的意味をもっていた内湖の趣はほとんど感じられない。今後は、水田の周辺との生き物の往来なども確保しながら、ヨシや生き物とかかわる文化的方向への活動も期待したい。	嘉田 由紀子
										実施可。モニタリングの検討結果次第では軽微とは限らない形状変更もありうる。実施箇所を増やしたり、規模を大きくすることを検討する。	川端 善一郎
										別紙参照	川那部 浩哉
										可 ただし、家棟川ビオトープがどれほどの基礎資料になるかはきわめて疑問。	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									環境27に限らず、水質について調査・モニタリングされるならば、今後は底質についても調査・モニタリングを付加していただきたい。底質については委員会で何度か申し上げました。知見がはっきりしない、安全性について基準が不確かな面もあるため今後環境について調査を細やかにしていただきたい。とくにダイオキシン類など、個人の調査の及ばない微量有害物質については管理者が細かいデータを把握できるようにしてほしい。	山本 範子
									<ul style="list-style-type: none"> ● 家棟川ピオトープの実態が分からない。 ● 住民参加のワークショップのあり方を検討する中で住民のモニタリング参加を含めた計画がなされるべき。 ● 整備効果が管理者独自の計画によるものか学識者によるものかをはっきりさせるべきである。 	有馬 忠雄
									1/4 ● 事業費 ・うち整備計画期間以降 0円 → 検討する (理由: モニタリングを継続する必要があるため) ● スケジュール H15に「委員会の設置」を記述 4/4 2. 具体的整備手法 (フロー図において) 検討結果による軽微な形状変更の実施 (理由: 変更が必ずしも軽微とは限らないので)	川端 善一郎
									(記載内容が不十分) ● (1) 整備の方針にある、「横断方向においては、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げ・・・」の部分で家棟川で具体的に何をするのか不明で、事業費との関係が分からない。また、内湖復元、ピオトープ造成目的との関係も記述されていないのでよく分からない。	中村 正久
									● 別紙参照 コメント1	西野 麻知子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>(意見) 以下のことを求める ・家棟川地区を活用した横断方向の河川形状の修復や内湖・湿地帯復元の検討においては、琵琶湖全域の湖岸修復の方針および具体的な戦略を定めた上でその中に位置づけて行うことを検討。 ・琵琶湖全域の湖岸の修復の具体的な方針や戦略の作成にあたっては、滋賀県(河港部署、漁業部署、農業部署、自然保護部署等)や水資源開発公団、研究機関、市民団体その他関係機関が会し、討議する場を設けることを検討。 ● (理由) 琵琶湖沿岸部の連続性の復元については、すでに滋賀県でもさまざまな取り組みが行われており、科学的知見はある程度蓄積されている。問題は社会的合意の戦略にあり、滋賀県と連携して琵琶湖全体での湖岸修復の戦略を具体的に検討する会を設ける必要があるとかんがえる。その上で滋賀県の取り組みとの役割分担の中で家棟川ピオトープにおける調査内容を決めていかないと、社会的な意義のない調査を行うことになりかねない。</p>	村上 悟
(環境-22)	環境-22	5.2.1 河川形状	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	野洲川 落差工	琵琶	—	検討/ 委員会		実施可	倉田 亨
									可	米山 俊直
									「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[野洲川 落差工]:検討可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項としても野洲川落差工のみが挙げられ、琵琶湖へ注ぐ多くの川について「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。	川那部 浩哉
									実施可。魚類等の遡上、降下のモニタリングを長期(少なくとも各季節)、異なる時間帯(夜と昼)、異なる水量とその変動パターン各条件下で実施すべき。	川端 善一郎
									「実施可」 常時流水が保障されたうえで、魚道の両壁または片壁は空石積みとし、河床は構造や材質を画一にすることなく、ところどころに泥や植物残渣が堆積するような深みをつくったり、大小の礫石や砂地の部分があるなど変化に富んだものとすべきである。	小林 圭介
									可 ただし、「環境委員会(仮称)」に住民と住民団体(環境NGO)を参加させる	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									コメント(以下環境-25まで共通):小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要と思われる。たとえば、魚道施設を改良できても、農業用水の取水のしかたを改めないと魚道に適正な(多すぎず少なすぎない)流量を流すことが不可能な場合はないか。個々の事例ごとに検討が必要であろう。	原田 泰志
									「可」ではあるが、本来は魚道に頼るべきでない。	三田村 緒佐武
									<ul style="list-style-type: none"> ● 整備内容シート(第1稿)環境-18-①～環境-22-②までの各河川で合計19箇所における記述の中で、 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題 ・河川整備の方針 ・具体的な整備内容 ・検討内容 (いずれの項目も皆同じ記述であるのは何故か) とくに、現状の課題に関してはもう少し詳細に説明していただかないと、何をどうするのか判断のしようがない。 	大手 桂二
									<ul style="list-style-type: none"> ● 別紙参照 コメント1 別紙参照 コメント5 	倉田 亨
									<ul style="list-style-type: none"> ● 別紙参照 コメント2 	小林 圭介
									<ul style="list-style-type: none"> ● 別紙参照 コメント1 別紙参照 コメント2 	西野 麻知子
(追加)	環境-24	5.2.1	河川形状	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	瀬田川	琵琶・淀	宇瀬	検討/委員会	実施可	倉田 亨
									可	寺川 庄蔵
									「可」。	三田村 緒佐武
									可	米山 俊直
									コメント(以下環境-25まで共通):小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要と思われる。たとえば、魚道施設を改良できても、農業用水の取水のしかたを改めないと魚道に適正な(多すぎず少なすぎない)流量を流すことが不可能な場合はないか。個々の事例ごとに検討が必要であろう。	原田 泰志

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-25)	環境-26	5.2.1	河川形状	魚類等の遡上・降下が可能なる方策を検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討/ 委員会		実施可。限定された魚類を調査対象とするのではなく、すべての遡上、降下生物を調査の対象とすべき。水量調節を考慮した管理方法を検討すべき。	川端 善一郎
										実施可(むずかしく、専門家帯同による研究必要←意見)	倉田 亨
										可	寺川 庄蔵
										可	米山 俊直
										(否)魚は他の全ての水中生物と共生しているから、水中生物、全ての道にしなくてはならない。仮に図の様な計画が実現してもダム湖にたどりついた川の魚達にとってダム湖の水環境は余りのも悪く、可哀相。	田中 真澄
									●	川の水中生物全ての道にしなくてはならない。魚は他の水中生物と共生しているから、ダム湖にたどりついては可哀相。	田中 真澄
										青野ダム事例が紹介されているが、このダム本体は別にして、下流などの中小堰の改修がされていないため、ほとんど効果がないという指摘がある。	谷田 一三
										既設ダムへの魚道の設置はすべての面でリスクが大きく、非現実的と判断せざるを得ない。従って、代替案の検討こそが、より有効な改善策を生み出せるものと思われる。代替案については明確ではないが、ダム湖への高度な水質浄化システムの導入(今後の開発に期待)とダム湖への流入河川の連続性を回復させ、ダム湖から上流の河川環境の保全・再生を図るべき。	渡辺 賢二
										「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[既設ダム]」:検討可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。	川那部 浩哉
										「追加？」ダムの外来魚対策もセットで検討することが望ましい。	畚野 剛
										コメント:検討要素にコストも含めたうえで、可否を含めた検討を十分に行うべき(魚道だけでなく他の方策についても)。検討の材料とするため、例としてあげている青野ダム魚道の事業効果の評価を国土交通省で厳密に行うことを考えてもよいのではないか。	原田 泰志

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>●具体的な整備内容 既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下が可能に配慮した方策を実施の可否も含め検討する。 (理由:生物環境の保全と修復が整備計画の目的となっているから)</p> <p>●検討内容 ①対象魚類の選定 (理由:すべての遡上魚介類を対象にすべきであるから) ・魚道での対策施設の検討 効果 施設配置 管理方法 (理由:水量を考慮した管理(角材や板による水量調節)が必要だから)</p> <p>● 4/4 ●提案理由(代替案含む) ダムなどの横断工作物は～そのため魚類等の遡上や降下が容易にできる方策を検討することにより、移動の障害を軽減させ魚介類のライフサイクルを本来の～</p> <p>1. 具体的な検討手法 ②遡上・降下に関する条件の整理 ・実現性の高い計画とするための方針検討を実施 ①対象魚類の選定 (理由:前頁に同じ)</p> <p>・特に下記条件を考慮して実施可否の判断 ②遡上・降下の実績(事例調査) (理由:降下も生物生存にとって重要)</p>	川端 善一郎
									<p>● 別紙参照 コメント1 別紙参照 コメント5</p>	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>検討にあたって、以下の情報や検討も重要</p> <p>1: 木津川全体での移動の分断の実態 下流からどこまでは遡上でき、またどこに遡上阻害物があり、各分断区間の河川環境や生息種の状態はどうであるか。全体の中での個々の事業の役割や重要性の把握に必須。</p> <p>2: それぞれの井堰の重要性 ● 各井堰の利水状況の把握。必要性の低い井堰は魚道設置より撤去が望ましい。</p> <p>3: 国土交通省以外の事業計画 4: 1、3を踏まえた各事業の優先順位 5: 設計例とそのコスト</p> <p>「ダム魚道は現実性があるか？」に対して、木津川のダム群では非現実的ではないか。魚道以外のソフトウェア対応をまず検討・実施したうえで、早急に現実性を判断すべき。</p>	原田 泰志
									<p>環境-25 5.2.1 河川形状</p> <p>「既設ダムにおいて魚類等の遡上、降下に配慮した方策を実施の可否も含めて検討する。」が挙げられているが、桂川水系の日吉ダムに限って言えば、既設ダムということもあり、ここ20年～30年先を目論んだとしても、魚道の設置はリスクが大きく、非現実的と判断せざるを得ない。従って、代替案の検討こそが、より有効な改善策を生み出せるものと思われる。代替案については明確ではないが、ダム湖への高度な水質浄化システムの導入(今後の開発に期待)とダム湖への流入河川の連続性を回復させ、ダム湖から上流の河川環境の保全、再生を図るべきである。</p> <p>既設ダムへの魚道の設置は非現実的。代替案を検討すべき。</p>	渡辺 賢二
(追加)	環境-28	5.2.1 河川形状	琵琶湖及び流入河川間の連続性を回復することについて、滋賀県と連携・調整する	流入河川・琵琶湖	琵琶	—	検討/ 委員会		実施可。一定の水位変化に対して最も広い水陸移行帯の面積が生じる可能性の場所に連続性の確保の修復を行う。従って湖岸に近い河口兩岸の修復もありうる。	川端 善一郎
									実施可(むずかしく、専門家帯同による研究必要←意見)	倉田 亨
									「実施ではなく検討すべき」 環境-13と環境-22に示したとおりである。	小林 圭介
									可	米山 俊直

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									河川の横断方向の生物生息空間を確保するためには、河川、内湖と水田をつなげることが、実質的にも有効である。しかしそのためには、農地の所有者や、農業団体などとの連携・調整が不可欠である。かつて、この野洲川河口部は、幸津川の集落ひとつをとっても[33川]といわれるほど小さな水路が入り組んでいてその水路は人為的に開削され、その先に魚を捕獲するためのエリが設置された。そのような農業と漁業が複合的になりたっていたかつての環境条件を調査しながら、自然の力により固有種などが増殖できる環境の再生整備が求められる。	嘉田 由紀子
									可 ただし、住民参加を明確にする。	寺川 庄蔵
									「可」。ただし規模と効果を検証すべき。	三田村 緒佐武
									(2/4)「現況写真」のうち下方の3枚は魚道に関するものだが、入れ間違いか?	有馬 忠雄
(環境-27)	環境-30	5.2.2 水位	水位操作の検討 (瀬田川洗堰)	瀬田川	琵琶・淀	宇瀬	検討/ 試行・委員会		実施可(むずかしいため、専門家の帯同による研究必要←意見)	倉田 亨
									(可)	田中 真澄
									琵琶湖の水位操作については、重点的に取り組んで欲しい。	谷田 一三
									可 試行を慎重につづける。	米山 俊直
									琵琶湖固有種の育成環境に配慮した水位操作の検討や、冬場の水位操作の再検討はおおいに賛成したい。その際、地元農業者の理解を得る上では、農家にとってどのようなメリットがあるのか、デメリットがあるのか、わかりやすく説明をしながら、若い世代などもまきこみながら、生き物が生息する環境は、子どもの遊び場面としても活用可能であることもふくめて、地元の合意をえるような方向を考えてほしい。	嘉田 由紀子
									「水位操作の検討(瀬田川洗堰)」:試験操作の実施と水位操作の検討で可。とくに、「操作規則の変更を伴うもの」について整備計画に現段階で検討になっているのは、「提言」から見て当然とは言え、高く評価できる。但し続いては、「提言」等にもあるように、琵琶湖が自然湖沼でありかつ特異な性格を持っていることに鑑み、水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法律改正をも含めて検討しなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である。	川那部 浩哉

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									絶滅危惧種のニゴロブナとホンモロコの漁業や釣りなど捕獲による減少の評価を実施したうえで、漁業組合等の協力のもと、少なくともこの2種の捕獲を2、3年間全面禁止して個体数の変動をモニタリングし、水位操作のモニタリング調査結果とを比較検討すべきである。つまり、この2種の減少については、卵を腹に持ったメス個体を集中的に捕獲することによる影響の方が産卵期の20日間における25cmの水位低下による影響よりも大きいことが考えられる。	小林 圭介
									可 ただし、住民参加、協力が不可欠。	寺川 庄蔵
									<p>試行および検討で可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討の途中経過も含め、検討結果を積極的に公表すること。 ・ 操作規則の変更については、シートに書かれている1～3以外の選択肢についても柔軟に検討すること。 ・ 冬期に水位が低下した場合、それに伴う琵琶湖生態系への影響についても検討を行うこと。 ・ 「3. その他の検討」についても、順応的に、効果の有無を検証しながら進めること。 ・ シートのダム7, 8, 13, 17, 19とも連携した検討を行うこと。 	西野 麻知子
									基本的には「可」。ただし、他の視点からも考慮する必要がある。例えば、琵琶湖水の水質環境を回復させるため、水位操作(琵琶湖面水位)の季節を考えるなど。	三田村 緒佐武
								●	別紙参照 コメント2	西野 麻知子
(環境-29)	環境-32	5.2.3	水量	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討/ 試行	実施可。	川端 善一郎
									実施可(むずかしいため、専門家の帯同による研究必要←意見)	倉田 亨
									可	寺川 庄蔵
									可	仁連 孝昭
									「賛成」ただし試行の効果のモニタリングが不可欠。	畚野 剛
									可です。来年度から、他のダムとなっているのは、一斉になのか、順次なのか分かりません。決まっているなら、明記してほしい。	細川 ゆう子
									可	米山 俊直
									検討内容を各ダム間で統一する項目も必要	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									(否)高山ダム湖内のアオコなど富栄養化で悪化した水を放流しても藻類リフレッシュやシルトの清掃はできないと思われ、まず湖内の水質浄化をしなければ解決にならない。現況の水質では攪乱を繰り返すほど、低水位になれば状況は悪くなる。	田中 真澄
									「ダム・堰運用による水位変動・攪乱の増大の検討[ダム所在地先]」:検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。	川那部 浩哉
									高山ダムなどの攪乱放流は、大事な試みであるが、日本のダムでは人工放流に使える容量が少ないので、単独では流量が不足する。中規模以上の洪水に上乗せ放流をする、技術の開発を考えて欲しい。淀川大堰の操作にも共通する課題かもしれない。	谷田 一三
									追加:重要度で優先順位をつけられたことは良いと思う。モニタリング項目には、魚類(例:漁業的にはアユの摂餌量、成長、移動等)も含めるべきであろう。	原田 泰志
									1. モニタリングへの住民参加の検討。 2. 河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。(モニタリング、住民参加などで。)	本多 孝
									基本的には「可」。ただし、事業地区だけでなく他のダム湖においても検討されるべき。とくに、ダム湖水の滞留時間と富栄養化との関係を検討・試行していただきたい。	三田村 緒佐武
									3/4 ● 整備効果 高山ダムにおける事例 [攪乱放流の効果(例)]ダム下流の藻類のリフレッシュ、シルトの清掃が期待でき、下流河川環境の改善が図れる期待できる。 (理由:藻類の再生産には常時水にひたっていることが必要だから)	川端 善一郎
									検討にあたって以下の項目の追加が必要 ● 1:各候補地点の現状についての情報 生態系の状態、改善可能性、減水区間(効果が及ぶ範囲)の長さ等 各事業の重要性を把握するために必須 2:試行後の下流の生態系の変化等	原田 泰志
									● 検討内容を各ダム間で統一する項目も必要	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-32)	環境-34	5.2.3	水量	野洲・草津川瀬切 解消流量検討	野洲川・草 津川	琵琶	—	検討/ 委員会		野洲川、草津川の瀬切れ状態に関する調査研究をすすめることはおおいに賛成である。瀬切れや、周辺民家での地下水位の調査については、地元住民団体などが対応することはおおいに可能であり、逆に、遠隔地からのシンクタンク関係者による調査は必ずしも必要はない。費用が高くなるだけで、調査結果の精度も必ずしも高くないであろう。それよりも地元で生活する住民が、平常水量や瀬切れ状況、その時々生き物の調査、周辺民家の井戸水の水位調査などを行うことで、川や地下水、伏流水の流れに関心をもつ住民が育つ。そのような住民調査のコーディネーターとして、河川レンジャーなどの活躍が期待できる。その際、若者や子どもたち、あるいは学校や博物館などとの連携などもおおいに考えたい。	嘉田 由紀子
										実施可。瀬切れと流域の上地利用の関係に留意した調査も必要。	川端 善一郎
										実施可(むずかしいため、専門家の帯同による研究必要←意見)	倉田 亨
										「実施可」 瀬切れの主たる原因は、滋賀県の河川形状の特徴でもあるが、上流部の花崗岩風化地や急傾斜地、崩壊地などから流出した土砂が急に平野部で流れがゆるくなった平地河川に堆積して天井川を形成した結果である。したがって、この瀬切れの解消には河道を掘削し、その土砂は骨材として利用することなども含めて検討すべきである。また、掘削土砂を骨材として利用することにより、山を大規模に破壊しなくてもすみ、自然破壊や山腹の崩壊などの防止にも大きく寄与することになる。	小林 圭介
										可	寺川 庄蔵
										可	仁連 孝昭
										可	米山 俊直
										琵琶湖流入河川の瀬切れは問題は、長い間の河川改変の結果ではないか。これを理由に貯水池の確保、建設はおかしい。	谷田 一三
										おおむね「可」。ただし、瀬切れが自然に生じていたものなら、あえて流量を確保するべきかどうかを考えなければならない。それは、流域全体の水循環に影響を及ぼす可能性があるからである。	三田村 緒佐武
										「野洲・草津川瀬切れ解消流量検討」：諸調査の実施と検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。	川那部 浩哉

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									4/4 ●提案理由(代替案含む) 2. 具体的整備手法 ・住民意見の反映方法の検討 ・ <u>流域の土地利用調査</u> (理由:土地の利用形態により流量/時間が変化するから) ・貯水池の確保や琵琶湖逆水灌漑などによる瀬切れ解消必要流量の補給の検討 ・ <u>流域の適正土地利用の検討</u> (理由:周辺環境整備が重要だから)	川端 善一郎
(環境-33)	環境-37	5.2.3 水量	急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施	淀川(瀬田川)	琵琶・淀	本川・宇瀬	実施		実施可	倉田 亨
									可	寺川 庄蔵
									可	仁連 孝昭
									可 きわめて重要	米山 俊直
									「急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施[瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダム]:実施可。但し、現行操作規則を変更を伴うものについても、検討を進めることが重要である。とくに瀬田川洗堰については、「環境-27(旧シートNO.)」と併せて検討を進める必要がある。	川那部 浩哉
									実施可。放流による魚類残数の調査を生物群集調査とする。調査地点を複数箇所設ける。	川端 善一郎
									「可」	三田村 緒佐武
									淀川・楠葉地点以外での水位操作・運用操作の影響についても早期に調査されますよう。(平成14年夏～秋のワーキングで出ていた課題)	山本 範子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									4/4 ● 検討手法 ・ケース毎の放流により淀川楠葉地先砂州、天ヶ瀬ダム下流および瀬田川で、魚類残数を現地確認はじめとする生物調査を実施する。 (理由: ・1箇所の調査では不十分のため ・河川に魚が生存できているかどうかは、特定1地点の調査では不十分であるから)	川端 善一郎
(環境-35)	環境-39	5.2.4 水質	琵琶湖における機能把握の調査や試験施行について検討	琵琶湖	琵琶	—	実施(家棟川)/内湖・湿地帯の検討		「琵琶湖における機能把握の調査や試験施行について検討[中主町他]」: 検討で可。一般的には、このようなものを大きく進める必要がある。但し、家棟川地区はこれに適切なものではないこと、「環境-16(旧シートNO.)」とそれ以下の項で示した通りであり、小林委員の意見もほぼ同様である。従って、この地域で重点的に行うことは完全に取り止め、複数の他の場所を積極的に取り上げることが肝要であり、そのようになされなければ意味がない。	川那部 浩哉
									実施可。1箇所のみでは不十分。規模、位置、形状が異なるビオトープ間の生態系機能の比較実験が必要。	川端 善一郎
									賛成	倉田 亨
									可	米山 俊直
									内湖の再生・復元のための基礎資料は、家棟川のビオトープのモニタリング調査から得ることなどできないことを認識すべきである。しかし、湿地や、小規模の湿性ビオトープと乾性ビオトープ整備のための基礎資料は得られる。もし、内湖の水質浄化や生物の生息空間としての機能を発揮させようとするならば、内湖の再生・復元などを計画するよりも、まず、現存する内湖の厳しい管理マニュアル作成と、それに従った適切な維持管理、また管理主体や費用など、早急に解決していくことこそが、本整備計画には必要である。	小林 圭介
									このあたりは昭和50年代までは、野田内湖などがひろがり、琵琶湖と水田の間にひろがるクリーク地帯を形成していた。その時代の内湖のひろがりを見ると、このビオトープ事業はいかにもちっぽけで、名前だけの環境再生という感をまぬがれえないが、それでも、このような方向を示しはじめた行政の施策には賛意を示したい。しかし、地元の人たちのかかわりは、「ビオトープ」という名前からして生き物中心であり、本来、ヨシ帯の利用などで文化的意味をもっていた内湖の趣はほとんど感じられない。今後は、水田の周辺との生き物の往来なども確保しながら、ヨシや生き物とかかわる文化的方向への活動も期待したい。	嘉田 由紀子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									可 ただし、家棟川ピオトープについては再検討が必要。環境委員会(仮称)には住民・住民団体の参加が必要。	寺川 庄蔵
									おおむね「可」。ただし、原案に示されたものでは、短時間に目標とする結果を得ることは極めて難しい。例えば遊園地のピオトープからは得るものが小さいことを理解されるべき。	三田村 緒佐武
								●	・環境-旧16のシートと同じ内容であるのは不自然である。	有馬 忠雄
								●	別紙参照 コメント1	小林 圭介
								●	・河川整備の方針は、「琵琶湖、ダム湖、河川および底質の保全再生対策についても、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、・・・」とあるが、具体的な整備内容は家棟側地区の「水陸移行帯(内湖・湿地帯を含む)の保全・再生に向けての機能把握調査や試験施工」となって両者の関係が分からない。後者の具体的な整備内容を踏まえて前者の河川整備の方針を決めるといふことであれば、そのプロセスを明確にされたい。(上記環境-旧16を参照)	中村 正久
								●	生物多様性復元のために ・魚類等の水生生物の生物多様性を高めるためには、河川や琵琶湖との水系の連続性(生物の移動可能性)をどのように担保するかについての検討が不可欠である。 ・オオクチバス、ブルーギル等の外来種が侵入、繁殖しにくい物理的環境構造についても検討が必要。 ・上記外来種は放流禁止とする必要がある。また在来種についても、人為的放流については何らかのガイドラインを設け、少なくとも何時、誰が、どのような種を、どの位の量放流したかの記録をとり、残す必要がある。	西野 麻知子
(環境-38)	環境-42	5.2.4 水質	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	調査検討/調査実施		実施可	倉田 亨
									可	米山 俊直
									「底質調査の継続実施と改善対策等の検討」: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。	川那部 浩哉
									実施可。実施調査項目によって汚濁メカニズムが解明できるのかどうか検討すべき。	川端 善一郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									添付されている写真は底泥調査のものではない。バンドーン採水器を持っている。また、布目、室生、青連寺、高山など相互に関連するダムにあっては、底泥形成や藻類繁茂など有機的に連携しているため、相互の実態を把握し、制御管理につなげるべきである。	宗宮 功
									文言追加。(可)ダム湖内の水質改善策は可ですが、「ダム湖に流入する河川の水質が影響大であり、上流域の水質環境の保全育成の検討」、ダム湖内での水質悪化を軽減。	田中 真澄
								●	ダム湖と下流のみで大事なダム上流の水質保全の検討が抜けています。例)開発防止、森林の保全など。	田中 真澄
									「賛成」とくに一庫ダムにおいては上流直近に広域ごみ処理施設の計画があり、状況によっては測定項目にダイオキシン等の追加の必要性も留意されたい。	畚野 剛
									「可」。ただし、水質改善、底質改善につながる調査内容(調査項目と採取地点、その時期)としなければならないことはいうまでもない。従前の環境基準にあるからという姿勢では環境改善が困難であることがしばしばある。	三田村 緒佐武
									底質調査は年1~2回ということですが、大気中の調査も定点で月1回なされている。あまり変化がないから年1~2回でよいのでしょうか。利水、飲料水としても使われ、生物にも影響があると思われる。今後調査頻度を上げる方向で検討を望みます。長期的には住民の関心が高まることだと思います。	山本 範子
								●	ダム水質の改善には流域対策(上流域の面源負荷削減)が不可欠であり、流域対策の視野で関係自治体、住民組織との連携が必要	川上 聡
(環境-41)	環境-45	5.2.5	土砂	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討/ 試行	可	米山 俊直
									可。但し概算、必要年数等々のプランを明確化。	和田 英太郎
									重要(これまで、なおざりになっていた)なので必ず実施を!!可	倉田 亨
									「疑義あり」: 直感的には森林の土砂流出防止と下流への土砂供給とは相反するように感じるのですが?	畚野 剛
									実施可。下流に運んだ土砂の流し方を検討する。特に生物の生息環境を破壊しないダム下流の流量と土砂の流し方の検討が必要。	川端 善一郎
									排砂が下流の河床変動に与える影響を予測して排砂計画に反映させる。	水山 高久

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									「土砂移動の障害を軽減するための方策を検討」: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。	川那部 浩哉
								●	人為的に搬出された土砂を河床改善にどう活かすかイメージが湧かない	有馬 忠雄
								●	環境-47～環境-50(1稿)までに、各貯水ダムの堆砂量についての記述について、ここでは堆砂を掘削し、ダンプによって下流へ運び出すことになるが、このデータは平成14年までの堆砂量についてしか、記述されていない。通常はこの堆砂容量はダム完成後100年を予定していると聞いているが、平成14年までに各ダムでの定期的な計測データがあるのではないか。これによって土砂の流出の時期が特定されて、その原因が洪水とすれば、その規模と流出土砂量との関係が明確になる。 また、高山ダムと室生ダムの累積堆砂量がその容量の約50%前後の値を示している。その原因は判明しているのでしょうか。	大手 桂二
								●	別紙参照 コメント2	倉田 亨
								●	検討にあたって以下の項目の追加が必要 1:ダムからの移動の河川全体の土砂収支における重要性の評価 2:具体的方策、コスト、期待効果 3:流すべき土砂の質(粒度組成等)の検討 4:清水対策(選択取水等)との関連	原田 泰志
								●	可。但し概算、必要年数等々のプランを明確化。	和田 英太郎
(環境-42)	環境-46	5.2.5 土砂	土砂移動の連続性の確保(砂防施設)	瀬田川・木津川	琵琶・淀	宇瀬・木津	検討/ 試行		可	米山 俊直
									「土砂移動の連続性の確保(砂防施設)」: 検討で可。但し、直轄でない砂防ダムについても、検討事項として記載するのが自然である。	川那部 浩哉
									透過型堰堤(スリット付き)のよる土砂移動の促進と生物の移動を考慮した砂防施設の普及が課題。	川上 聡
									流砂の恒常的確保を前提出来る方法を検討すること先決。十分研究を。	倉田 亨
									透過型砂防堰堤をもっと積極的に導入する必要がある。ゲート付き砂防堰堤の利水効果とは、どのような意味か? 取水用堰堤と砂防堰堤を峻別しないと、河川管理上問題を生じると思われる。	谷田 一三
								●	芥川上流で見た砂防ダムからは検討内容のイメージが湧かない	有馬 忠雄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
								●	別紙参照 コメント2	倉田 亨
								●	具体の場所と工法が不明.	谷田 一三
(環境-54)	環境-58	5.2.6 生態系	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討/ 委員会		一般論として、おおいに推進してほしい事業である。住民意見の聴取あるいは住民の参画を求める時には、農業者や男性だけでなく、子どもや女性たちなどにもかかわってもらい、そのような事業をすすめていることに理解と興味をもってもらうことが重要である。琵琶湖辺での試験的な活動においては、子どもたちはこのような事業には前向きな興味を示し、[子どもがうごくくと大人もうごく]ということを実証済みである。	嘉田 由紀子
									「自然や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携」:連携の実施と内容の検討で可。主体的・主導的・積極的に進められたい。	川那部 浩哉
									賛成	倉田 亨
									賛成。早急に取り組むべき課題であると思います。	田村 悦一
									可です。ただ、もっと継続的に流域全体に広げていってほしい取り組みなので、できるところだけ実施するだけに終わらないでほしい。	細川 ゆう子
									1. 住民参加のワークショップ形式での取り組みの検討。 2. ハード整備(形状修復)だけで終わらない住民参加の場作り、継続したかわりのできるソフトや仕組み、人材育成の検討を追加記述ください。 3. 環境委員会(仮称)の傍聴や傍聴者発言の機会を与えた、開かれた取り組みを心がけ、常に住民への情報提供・参加を促せるようにマド口を開けた取り組みを心がけてください。また、公開を原則とすることで、実効性ある委員会になるように心がけてください。 4. 河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。(モニタリング、住民参加などで。)	本多 孝
									水路も含めた構造改善について評価できる。	松本 馨
									可 重要	米山 俊直
									農業用水路と河川の連続性確保については、農水省、府県の農水部門との調整・連携・実践に特に力を入れて進めてほしい。	川上 聡
									「賛成」メダカの住める川の復活のために用・排水路とのつながりを十分「留意」して検討いただきたい。	畚野 剛
									おおむね「可」。ただし、整備内容によっては住民の利便性と環境保護とが相反する場合がある。可能な限り住民意見の合意をはかるように努めるべき。	三田村 緒佐武
								●	・検討内容に示された住民意見の反映方法の検討を、住民参加型のモニタリングと合わせて検討のこと。	有馬 忠雄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-56)	環境-60	5.2.6	生態系	外来種対策について駆除方法を含めた検討	琵琶湖流入河川・瀬田川	琵琶	—	検討/ 協議・調整		おおいにすすめてほしい事業である対策である。調査研究における住民参加の活動など、すでに琵琶湖博物館などでは実績をあげており、実勢のある組織や団体との連携を期待したい。	嘉田 由紀子
										「外来種対策について駆除方針を含めた検討(琵琶湖流入河川・瀬田川)」: 検討で可。主体的・主導的・積極的に進められたい。	川那部 浩哉
										賛成	倉田 亨
										「可」	三田村 緒佐武
										可	米山 俊直
										長期的な対応が必要	和田 英太郎
										検討→実施 不十分ながら滋賀県では琵琶湖で一定の成果をあげている。一致協力して外来魚対策を行う。	寺川 庄蔵
										「実施可」早急に実施に移すべし。	渡辺 賢二
										実施可。ブルーギルの生育段階における在来種への影響を調べるために2年以上にわたるモニタリングが必要。	川端 善一郎
										可 ・環境省中央環境審議会(野生生物部会)より本年10月に「移入種対策に関する措置のあり方について中間報告」が出されたこともあり、環境省等、他省庁との連携を積極的に行いながら検討を行うこと。 ・検討にあたっては、専門家と十分な協議をする場を設けること。 ・環境1と連携し、環境1の実施、評価へのフィードバックを積極的に行うこと。	西野 麻知子

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>コメント:</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 流入河川ではなく琵琶湖での外来種対策も重要と考えるが明記されないのか。現在滋賀県がいろいろと行っている対策の効果を評価したうえで、効果のある対策を滋賀県と合同で行えば意義は大きいのではないかと。また、琵琶湖流域以外も含むダム湖等の止水部における対策も検討するべきではないか。 ○ あげられている現状認識や対策が「いまさらなにを」と思わせるものが多い。広報や食料としての活用の普及にいまさら国交省がとりくむことにならざるべきか。 ○ リリース禁止を流入河川にも広げようという提案と理解するが、効果は疑問である(そもそも外来魚ねらいの釣り人は少ないのではないかと)。 ○ タイリクバラタナゴも外来種であるが、ブラックバス等によって減少した魚でありながら繁殖している例としてあげていることを明記。 	原田 泰志
									このシートで述べられている「外来種」は、「外来魚」の意味と思われる。ならば、外来種を「外来魚」と書き換えるべきである。また、(2/4)のフローチャートに『外来種の増加も生態系変化の要因の一つ』とあるのはいただけない。上の欄に掲げられた「その要因は」が外来種の増加を招いていることを無視してはいけない。現在の整備環境の下では、外来種の減少など期待できないのである。	有馬 忠雄
									外来種として魚類が中心となっているが、ほかに両生爬虫類や昆虫類、また植物なども記載すべきである。特に、植物は直接人間の生業等に関係しないが、動物の生存の基盤であることから究明されていない部分で生態系や遺伝子の攪乱に関して重大な影響を及ぼしている可能性がある。例えば、これまで種子で発芽し繁殖しないとされていたケナフが伊庭内湖のヨシ群落のなかで繁殖をはじめていることも確認されており、今後、琵琶湖のコカナダモの大繁茂のような生態系の攪乱や、また現存するヨシ群落の侵食も危惧される。	小林 圭介
								●	外来種を外来魚に変更すべし。外来種の扱え方が浅すぎる	有馬 忠雄
								●	別紙参照 コメント3	倉田 亨
								●	具体の場所と工法が不明.	谷田 一三
								●	別紙参照 コメント4	西野 麻知子
								●	長期的な対応が必要	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-57)	環境-61	5.2.7	景観	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言	淀川・琵琶湖	琵琶・淀	本川	検討		実施可。	川端 善一郎
										賛成	倉田 亨
										「可」。さらに水系全域で検討されるべき。	三田村 緒佐武
										可	米山 俊直
										検討→実施 ただし、「河川改修にあたっては、基本的に直線的な整備から曲線的な整備に変える。」 スケジュールではいつまでも検討になっているが、滋賀県、大阪府の条例を参考に早期実施とする。	寺川 庄蔵
										仮置き場の除去後の環境回復モニタリングも検討のこと	有馬 忠雄
										河川景観は、人びとが水辺のよしあしを評価する大変大切な指標であり、景観に配慮した河川整備を行うことはおおいに評価できる。しかし、景観に対する社会的評価はきわめて多様な軸があり、必ずしも容易に合意できるものではない。そのようなことを前提としながら、景観評価に対する住民参加の手法などもあわせて開発する必要がある。一部では、景観パースや今昔写真比較などを用いた手法もあり、柔軟かつ前向きな調査が必要である。	嘉田 由紀子
										「周辺景観との調和に関する検討 河川景観の観点からの助言」:検討で可。但し、大阪府域のみではなく、他の地域に付いても積極的な検討を進められたい。	川那部 浩哉
									●	河川公園の現状は良好な都市空間の創造と矛盾している	有馬 忠雄
(環境-58)	環境-62	5.2.7	景観	ダム湖法面の裸地対策を検討	天ヶ瀬ダム・高山ダム・一庫ダム	琵琶・淀・猪	宇瀬	検討(試験試行含む)		賛成	倉田 亨
										可	寺川 庄蔵
										可	米山 俊直
										水位変動の大きいダムの法面裸地の緑化については、土砂崩壊防止はともかく、美観面からは不要と考える。	川上 聡
										(否) 広大無辺なる法面对策、可能なのでしょうか。景観問題でもありますが、仮に緑化を推進しても崩壊した時の影響が大きいのと思われます。技術に期待したいと思いますが。	田中 真澄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
								●	不可能。	田中 真澄
									ダム湖岸緑化は景観的には好ましいようだが、コストとの見合いの検討が必要。具体的な緑化植物が記載されていないが、外来種などが利用されているならば論外の技術である。	谷田 一三
									「疑義あり」：一庫ダムのように法面が急傾斜の場合緑化の効果は疑問ではないだろうか？ 一庫ダムは川西市民の水がめであり、これ以上観光人口を増やすことは望ましいことではなく、「観光のための緑化」という考えは疑問に思います。	畚野 剛
									「ダム湖湖面の裸地対策を検討」：検討可。ある程度予測可能な水位変動と、予測不能ないし困難な水位変動があり、前者はともかく後者については具体的な方法をこれから考える段階であると思われるため、若干のダムにおいて試験的に行うことは望ましいと考える。但し、挙げられている3ダムがそれに相応しいかどうかについては、私には判断根拠がないので、十分に検討されたい。	川那部 浩哉
									湛水による法面の植物の枯死による富栄養化実験を詳細に検討する。	川端 善一郎
									この場合は「可」。ただし、対処療法的整備は基本的に問題がある。また、ダム湖水の富栄養化とのかかわり(裸地、植生域、施肥などを含む)を検討する必要がある。なお、植栽種を考慮すべき。	三田村 緒佐武
								●	コストにみあった効果があるのか？植栽種の生態影響は？	谷田 一三
								●	現状での理解が十分でない。説明をうけたうえで必要ならコメントする。	原田 泰志
(治水-14)	治水-15	5.3.1 (1)	破堤による 被害の回避・ 軽減	堤防補強(琵琶湖 後期放流影響区 間)	宇治川、瀬 田川	琵琶・淀	宇瀬	検討/ 試行・委 員会/ 実施	実施可	倉田 亨
									可 将来のまちづくりも視野に入れる。	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									「実施ではなく検討すべき」 鹿跳渓谷は「鹿跳・米浙の鍋穴」として滋賀県の天然記念部に指定されており、この整備の方向性は再検討を要する。	小林 圭介
									必要な予算は、緊急性は	和田 英太郎
								●	必要な予算は、緊急性は	和田 英太郎
(治水-16)	治水-17	5.3.1. (2)	浸水被害の 軽減	琵琶湖沿岸の浸水 被害の軽減	瀬田川、宇 治川	琵琶・淀	宇瀬	実施/ 検討	急いで検討・実施望む。	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									琵琶湖ピーク水位で5cm下がる意味の評価は。3～4日浸水日数減ることの評価は。	池淵 周一
									4/8記載の既存施設利用について。各施設の可能な洪水調節能力を明示し、検討をしていただきたい。	山本 範子
									被害の軽減のタイムスケールを明確にする	和田 英太郎
									● 被害の軽減のタイムスケールを明確にする	和田 英太郎
(追加)	治水-18	5.3.1. (2)	浸水被害の 軽減	琵琶湖沿岸の浸水 被害の軽減	瀬田川、宇 治川	琵琶・淀	宇瀬	検討/ 実施	可	米山 俊直
									(バイパス水路の機能性がいま一つ判らず、判断出来ない)必要なのだろうが。	倉田 亨
(治水-22)	治水-24	5.3.1	洪水	大津放水路事業	大津放水路	琵琶	—	実施	実施可	倉田 亨
									「実施可」	小林 圭介
									可 まちづくりを視野に入れて実施。	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									大津放水路事業の二期工事について、地元要望もあり、何らかの説明が必要であるとする。	川上 聡
(治水-23)	治水-25	5.3.1	洪水	草津川	草津川	琵琶	—	検討/ 試行・委 員会/ 実施	実施可	倉田 亨
									「実施可」	小林 圭介
									可 まちづくりを視野に入れて実施。	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(治水-25)	治水-27	5.3.1	洪水	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川	琵琶・淀	宇瀬・木津	実施		<p>砂防ダムの目的はあくまで山地の侵食防止が原則である。1959年の伊勢湾台風による大災害で大量の土砂が生産・流出した際に、これらの土砂の再移動をコントロールするために設置されたものが大部分をしめる。当時の地域の人々に対する安心感を持たせるための措置であったことは否めない。また、当時の社会情勢のもとで行われたものが、40年以上たった現時点において批判を浴びるのは致し方ないことである。自然環境を回復させる前に、流出土砂をコントロールするのが優先課題であったのである。</p> <p>流水の縦断的な不連続性、景観上好ましくない、リクリエーションに対する不親切さなどの点で自然破壊であるという見方をされるのであるが、当時の河川管理者に対して以上の点を要求するのは酷なことであって、今後これらの諸問題に対して改善なり、修復を加えていきたいものである。</p> <p>本淀川委員会としては現存の砂防ダムに対する改善と修復を提案すると共に、新たに設置する砂防ダムを含めた構造物の全てについて、自然環境や景観さらにはリクリエーションなどに配慮した構造物を計画するよう勧告すべきである。</p>	大手 桂二
										賛成	倉田 亨
										可	尾藤 正二郎
										可	米山 俊直
										砂防堰堤、山腹工 土砂災害は人命被害が大きいので、ある意味では浸水より重点的に考える必要がある。しかし、ここでもハザードマップの活用など、危険地域からの人や資産の移動を考える必要がある。とくに、老人施設などが安易に建設されることなどは、戒められなければならない。	谷田 一三
										修正、追加: 他の治水事業にくらべ、不明確にしか記述されていない。実施と書くなら、どこになにを設置予定であるのか、またその必要性、代替案、工法、自然環境への影響等の検討結果を記すべきではないか。	原田 泰志
										予算規模を明記する。	和田 英太郎
									●	今後とも河川への不透過型の設置をするのか？砂防技術の革命はないのか？土石流被害による人命の損失を避けるためには、発想の転換が必要ではないか。例えば居住の制限、ポテンシャルマップの作成など。	谷田 一三

旧シートNo.	現シートNo.	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
										<p>(感想であり、このままではコメントとはいえない) 谷を歩くことを趣味の一つとしていたものとして、砂防ダムのもたらす自然破壊を考えると、土石流災害をうける家が存在しないような奥谷に設置されているものなど、その必要性に疑問を感じる人が多い。また砂防えん堤で土砂災害をさけている家がある場合であっても、災害危険地にすまない等の対策が重要と考える。ダムへの流入土砂を減らすためにはダムの近くでの対策をおこなうことがよりのぞましいとも思う。これらのことに配慮したうえで事業実施を求めたいのが正直な気持ちである。ただし、木津川上流筋の溪流の状況や砂防の現状を十分把握していないまま、このような「感想」をもって整備計画へのコメントすることは控えるべきと考えるので、大手委員等の専門家に「感想」をきいていただいたうえで、妥当と考えていただけるようであればそれをふまえてコメントいただくべきと考えている(わたしから問い合わせる予定です)。</p>	原田 泰志
									●	予算規模は？	和田 英太郎
(追加)	治水-35	5.3.3	地震・津波	堤防の耐震対策 (琵琶湖後期放流 影響区間)	宇治川、瀬 田川	琵琶・淀	宇瀬	検討/ 試行・委 員会/ 実施		賛成	倉田 亨
										可 緊急性あり	米山 俊直
										可 堤防補強との関連はどうなっているか。別々の対策事業として実施されるのか。	尾藤 正二郎
									●	<ul style="list-style-type: none"> 耐震対策の考え方…耐震対策の基準は、どの程度の地震を想定するのか 耐震補強としてどういうことを実施するのか 耐震補強を実施する場所、内容 	榎屋 正
(利水-3)	利水-3	5.4.	利水	既設水源開発施設 の再編と運用の見 直し	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・ 宇瀬・木津	検討/ 実施		賛成	倉田 亨
										賛成。日吉ダムの例が示すように、取水状態の的確な把握による効果的な補給は、ダムの利水機能を高めるものであります。	田村 悦一
										可	米山 俊直
										既設ダムの連携による効率的な補給の検討はぜひともやってほしい。	池淵 周一
										「取水実態を精査した効率的な補給を検討」:実施かつ検討で可。但し、直轄のダムだけではなく、地方自治体や企業などの持つすべてのダムについても、同様のことを主体的・主導的・積極的に検討することが、とくに重要である。	川那部 浩哉

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									「問題あり」 既設ダム間の連携は検討に値すると思うが、連携構想を工事中または新規ダムまで拡大することは今後流域委員会との間で慎重な協議が必要と理解している。	畚野 剛
									<p>取水実態を精査した効率的な補給を検討</p> <p>① 既設ダムの効率的運用は重要な課題です。夏期制限水位の検討も加えて下さい。</p> <p>② ダム群と南郷洗堰からの補給と最末端の淀川大堰、大川取水量、神崎川取水量との関係を明らかにして、無駄な放流が無いかどうか検討して下さい。また、その検討結果を公表して下さい。(ここにそれを記述して下さい)</p> <p>③ 日吉ダムにおける運用、蓼島統合堰の確保流用について、簡単に説明文を入れて下さい。</p> <p>④ 整備効果について、赤字で書かれている文言は現在も実施されている操作内容ではないでしょうか。新しい利水操作とは言いにくい。具体的整備手法に工夫して下さい。</p>	荻野 芳彦
									<p>一庫ダムの渇水について、調整がまずかったという話も聞いている。天候のことだから、予測が難しいのは当然とは思いますが、取水実態に即した運用の改善の効果に期待したい。</p> <p>一庫ダムが、検討になっているのは、取水実態が把握できていないからなのか。日吉ダムで、明らかに効果が上がっているのなら、さらに進めてもいいのではないかと。</p>	細川 ゆう子
(利用-2)	利用-2	5.5.1	水面	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川 (瀬田川)	琵琶	—	連携/ 検討	賛成	倉田 亨
									可	米山 俊直
									<p>モーターボート、水上オートバイの件は、季節的、時間的、場所的に免許状を含めて問題があり、汽水域と云えども野鳥、魚類、子供達のためにも、無法行為は許されない。制限区域を必要とする。</p> <p>汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期日的、時間的制限を実施する。</p> <p>十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸。工用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。</p> <p>上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。</p>	小竹 武

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									水制工による航路の確保が謳われているが、淀地先の低水護岸に設けられた小さな水制工と堆砂の関係さえ把握されていない現状をどう考えるのか？	有馬 忠雄
									水上オートバイの利用規制→可 ただし ・具体的な整備内容として、①「・・・連携し調査する。」のあとに、「とともに、地域住民や住民団体の声を聞いて対策を実施する。」②「・・・支援する。」→「法整備を含め支援する。」 ・スケジュール表ではいつまでも連携と検討→規制水域設定等の対策を早期実施。 (理由)今問題になっていないから連携・調査・検討していて良いのではない。その結果が琵琶湖の現状である。連携相手の実効が伴わなければ、行われる前にきちとした対策を立て実施するのが予防の原則である。一方、水面利用における法的整備が遅れており、国として早期制定を図る必要がある。 スケジュールに実施が入っていないが、早期実施が望まれる。	寺川 庄蔵
									1. 最近の水上オートバイの急速な増加・事故急増状況からみて、早急に何らかの対応が必要 2. エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組みが、陸上交通とどう違っているか比較する。陸上交通に 関しては、きめこまかくフォローがされている。参考にするべきである。 (利用-1、利用-2、利用-3、利用-4に共通)	榎屋 正
									スケジュール表ではいつまでも連携と検討→規制水域設定等の対策を早期実施。 ● (理由)今問題になっていないから連携・調査・検討していて良いのではない。その結果が琵琶湖の現状である。連携相手の実効が伴わなければ、行われる前にきちとした対策を立て実施するのが予防の原則である。	寺川 庄蔵
									● 既に本湖琵琶湖において、水上オートバイ走行による騒音・水質への影響は実証されており、瀬田川にも事前に対策が必要。調査にとどまっていたは手遅れになること必至。	藤井 絢子
(利用-4)	利用-4	5.5.1 水面	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川(瀬田川)	琵琶・淀	本川・宇瀬	調整/ 検討		賛成	倉田 亨
									可	米山 俊直

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									条件付可。ただし瀬田川の公共性に照らして、(1)協議会を広く公開し、広く意見募集を行いそれを尊重すること (2)生態学に通じた学識経験者を含めること が条件。	村上 悟
									占有権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要。積極的に促進すべき河川の利用を援ける。(施設づくり、利用をたずけるヒントの広報、人づくり...)利用希望の利害調整だけでなく、目ざしている河川環境についての理解を深めあう場としてほしい→河川保全利用委員会(仮称)	山本 範子
									1. 最近の水上オートバイの急速な増加・事故急増状況からみて、早急に何らかの対応が必要 2. エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組みが、陸上交通とどう違っているか比較する。陸上交通に 関しては、きめこまかくフォローがされている。参考にするべきである。 (利用-1、利用-2、利用-3、利用-4に共通)	榎屋 正
									(意見) ● 「河川保全利用委員会」の議論と関連する討議内容が生じた場合、相互に情報共有を行う。	村上 悟
(維持-5)	維持-5	5.6	維持管理	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川	琵琶・淀	本川・宇瀬	実施	可	米山 俊直
									可。	寺川 庄蔵
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 ①河川レンジャーの業務とする、②地区住民も協力する、③環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。④府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。 流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要) 近江八景は夕景色ばかり美化されて、歌われているが、朝日が少ないのにも問題がある。新しい時代から見た淀川100景の指定を提案する。風景、自然、生物、音、水、歌、文化、歴史、スポーツ、碑、人物等の登録に案内標が必要である。	小竹 武
									1. 整備効果による3つの点について、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
									具体的手法等詳細不明、判断不能。	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									● 近江八景は夕景色ばかり美化されて、歌われているが、朝日が少ないのにも問題がある。新しい時代から見た淀川100景の指定を提案する。風景、自然、生物、音、水、歌、文化、歴史、スポーツ、碑、人物等の登録に案内標が必要である。	小竹 武
									● このシートの「現状の課題」は内容的におかしい。シート54(原案:治水-54)に書くべきではないか ・単に維持管理や保全を実施するだけでよいか ・歴史的・文化的な価値のある設備の保存に関して考え方を明確にすべきではないか ・例えば、積極的に公開するため保存館を作るといった考え方はないか	梶屋 正
(維持-16)	維持-16	5.6	維持管理	安全利用のための 対応	瀬田川	琵琶	—	検討/委 員会/実 施	実施可	倉田 亨
									ぜひ促進してください。	山本 範子
									可	米山 俊直
									「実施可」 水辺景観の構成要素として植生の整備を主体的に考えるのは妥当であるが、植栽樹種は決して外来種を選択することないように、あくまで潜在自然植生の構成種なかから選択すべきである。また、水辺生態系の創出を図るとしているが、どのような生態系を目標とするのかについて明らかにすべきである。	小林 圭介
(ダム-1)	ダム-1	5.7.1	既設ダム	生息・生育実態を 定期的に調査	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・ 宇瀬・木津	実施	重要。改訂河川法の目的達成の確認に・・・、大賛成。	倉田 亨
									可	尾藤 正二郎
									可 さらに推進	米山 俊直
									「賛成」調査結果を積極的に公表すべき。	渡辺 賢二
									1)過去10年間の河川水辺の国勢調査(ダム湖)結果の評価がどのような良好なダム管理に反映されたかを一般にわかりやすく公表する努力をする。 2)調査項目、方法の再検討を行う。 3)ダム建設前のデータとの比較を行う必要がある。	川端 善一郎
									一庫ダムで実施している景観の復元調査を実施すべきである。	服部 保
									追加:これまでの調査内容(手法努力量等含む)の再検討(みなおし)を行ったうえで、調査を継続することを明記。	原田 泰志

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									「実施可」ただし蓄積された情報の活用法、住民へのデータ、活用事例の公開に留意されたい。	畚野 剛
									1. 住民参加による調査項目の設定の検討と住民参加による調査を検討する。 調査や住民とのコーディネート、調査のまとめと情報発信など河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
									基本的に「可」。生物の生息・生育を定期的に行うことは大いに賛同できるが、その実施に当たっては調査目的を代表できる場所と調査日を考える必要がある。例えば調査日と言えば、春夏秋冬という視点が必要なのか、生物の生態変化の視点が必要なのかなどがある。	三田村 緒佐武
									全項目とはいかないが、何年かに一度は関連する数項目を同時に調査することも必要では。	池淵 周一
									● 河川水辺の国勢調査は内容を一新する必要がある	有馬 忠雄
									● 既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
									コメント準備中	村上 悟
(ダム-2)	ダム-2	5.7.1	既設ダム	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討/実施	可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									利水目的のダムについては「実施不可」 理由：観光地化は水質の保持と相反する行為として賛成しかねる。	畚野 剛
									下流受益地との交流活動が進むインセンティブが働く施策とは何か。経済的インセンティブも考えては。	池淵 周一
									公園整備等周辺環境整備においても、自然修復「自然が自然をつくる」立場で実施して欲しい。	川端 善一郎
									賛成。ただ、地域の活性化が、自然環境破壊をもたらさないようくれぐれも留意すること、及び、地元自治体や住民との緊密な連携を望みます。	田村 悦一
									基本的に可 主として、ダム水源地域の自然特性を守り生かす取り組みを支援する。	寺川 庄蔵
									「湖面活用」は余り考えるべきでない。問題発生の場合困る。	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									部分的(否)すばらしい自然を壊してダムをつくっているのであり、まるでダムができて素晴らしい自然がある様な記述は美化しすぎています。環境という主軸を考えてもダムは環境破壊の最たるものであることは周知のことです。「広い森林を保全し・・・守っている」は、まさしく森林が流域にどれだけ重要であるかであり、ならば環境、治水、利水の項目になぜ記述できないのか、疑問、不信を抱きます。「湖面活用」は削除、必ず問題が発生します。活性化についても、ダム湖の悪化につながらない事を明記すべき。	田中 真澄
								●	湖面活用はダム湖に悪影響をあたえる「湖面活用」削除	田中 真澄
									一庫ダム周辺は生態、景観、文化、歴史上日本一の里山が広がっているが、このような良好な自然環境をPRすべきである。水源地域ビジョンの推進では布目ダムの例が示されているが、一庫ダムの例は示さないのか。	服部 保
									湖面活用は基本的には削減していくべき。ただし、次世代の人づくりのため、環境学習等の場など河川環境の理解に役立たせることを考慮して整備することは望ましい。ただし、ダムの効用誘導型の施設整備などは慎重にしなければならぬことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								●	既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
								●	・「ダム水源ネットワーク」「森と湖に親しむ旬間」、さまざまなイベント等の施策が、どれだけ河川管理への理解浸透や主体意識の醸成に貢献し、地域の活性化や自立にどれだけ貢献しているかを評価することが必要。 ・「ダムに対する理解と協力を得るための施策を実施」ではなく、「ダムや河川に対する理解を得て、河川管理への主体意識をはぐくむための施策を実施」と記す。たとえば私の知る限り、ダム関連のイベントでは、ダムが及ぼしている自然や地域社会への悪影響についてほとんど伝えられていない。これらを正しく伝え、住民と問題を共有することが、長い目で住民との共働を育てていく上では必要不可欠。	村上 悟
(ダム-3)	ダム-3	5.7.1	既設ダム	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討/実施	実施可。	川端 善一郎
									可	寺川 庄蔵
									可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									「実施可」	畚野 剛

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									「可」。	三田村 緒佐武
									実施で可。	村上 悟
									可	米山 俊直
									晴天にもかかわらず後期放流がなされているので洪水警報が発令されている。このことが理解できるように情報表現を。ライン河沿いにある水位が時計盤になる量水時計もおもしろい。	池淵 周一
									左程重要と思えない。河川管理当局がデータをキチンと把握を優先願いたい。	倉田 亨
								●	既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
(ダム-4)	ダム-4	5.7.1	既設ダム	ダム付属設備の計画的な補修を実施	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	実施	当然実施。	池淵 周一
									実施可。	川端 善一郎
									可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									「実施可」	畚野 剛
									「可」。	三田村 緒佐武
									実施で可。	村上 悟
									可	米山 俊直
									可 ダム本体の点検について、ダムの寿命、後処理など重要なことに言及していない。提言で示したように撤去も含め検討が必要である。	寺川 庄蔵
									詳細不明で判断できず。	倉田 亨
								●	既設ダム事業について外来魚対策の明記	原田 泰志
(追加)	ダム-6-1	5.7.1. (12)	既設ダム	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討	可	寺川 庄蔵
									可	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									「異議あり」理由:一方でダムの現状は実力低下という説明があり、その一方本項で「最大限利用」といわれるが、論理的に矛盾していると思う。直感的かもしれないが、このような発想は安直な印象を受けます。	畚野 剛

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									既設ダム群間での可能性検討は、名張川における事例ぜひとも検討を。	池淵 周一
									賛成。ただし、この調査検討が、安易にダム新設の理由として利用されないように(例えば、大戸川ダム建設が、日吉ダムの利水機能の振替を理由のひとつとして提起されているように)。	田村 悦一
									詳細不明で判断できず。	倉田 亨
									一部(否)再編図によると治水容量まで利水容量を100%とした場合、下流で合流する他の一方のダム河川までの河川水位についての策を記述しなければならない。	田中 真澄
									計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。	渡辺 賢二
(ダム-7)	ダム-7	5.7.2	各ダムの調査検討内容	大戸川ダム建設事業	大戸川ダム	琵琶・淀	宇瀬	検討	可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的影響が大きいため建設しないことが至当。計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまって慎重に検討すべきである。	川上 聡
									(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄
									● 計画策定時のダム目的から振替制を考えた理由と経緯を説明。	田中 真澄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>大戸川ダム建設事業→不可 「…急速な水位低下の抑制策として有効」などとした説明をしているが、大戸川ダムの用途別水量や貯水量の割り振りなどが不明確な時点で有効とはいえない。 (理由)急速な水位低下の抑制策の調査検討がおこなわれているが、先に書いたように使える水量が不明確であり、かつ、過去の洪水を列挙し治水の必要性を上げているが、洪水とダムとの関係がまったくないものまで入っており、これではダムをつくる説明にならない。 また、日吉ダムと大戸川ダムの容量振り替えを計画しているが、利水精査もまだなのに判断できないのではないのか。さらに、治水と利水の効果を同時にあげているが時期的にかみ合わないか、もっと詳細な説明がなければ検討さえできない。 まず、水需要の精査確認と、代替案の検討を早急に行うべきである。</p>	寺川 庄蔵
									<p>大戸川の集水域は典型的な花崗岩の深層風化地域であるのと、被覆している植生のほとんどがアカマツ林の疎林や未熟林であるため、土壌の発達も極めて貧弱で水源涵養機能がほとんど認められず、特に治水対策が必要とされるものと考え。したがって、集中豪雨時の出水時までの時間、時間当たりの出水量、土砂の流出量等について、他のダムと比較検討したうえで「実施可」の根拠を明らかにすべきである。</p>	小林 圭介
									<p>検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。</p>	西野 麻知子
									<p>日吉ダムの利水容量の振り替えによって、琵琶湖水位低下抑制の効果と日吉ダムによる治水効果がどれほど有効であるか検討する必要がある。必要ときにどれだけの貯水量を利用できるのか？</p>	仁連 孝昭
									<p>日吉ダムが度々濁水に見舞われているので、日吉ダムと大戸川ダムの水のたまり方の評価が必要では。保津川遊船の稼動に影響は。</p>	池淵 周一
									<p>資料の提示方法: 第2稿の説明シートから水害被害額の表を削除すべきではない。想定被害額と事業費の比較ができるようにするため。</p>	川端 善一郎
									<p>検討すべし。実施にはまだ遠い。(代替案まだだ)</p>	倉田 亨
									<p>最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。</p>	塚本 明正

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
									効果不明	和田 英太郎
									①この振り替え計画は大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。 ②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、濁水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうか疑問である。 ③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、流域の河川環境を悪化させる恐れがある。	渡辺 賢二
									3/4 保津橋水位観測所水位の表について ● 被害総額を入れる (理由:費用対効果の検討資料とするため)	川端 善一郎
									〈大戸川ダム設置目的の説得性の薄弱さ〉 琵琶湖の水位低下長期化の軽減策として、琵琶湖流入河川からの随時補充流入水の供給システムを考えることは一理あるが、大戸川の貯留水施設が有効とする根拠が常識的に言って不明である。確かに「大戸川等の」と複数カ所の貯留施設の一つとして選定してはいるが、他には同目的で「丹生ダム」しか選定していない。 ● しかも、現状では大戸川河口は瀬田川洗堰の下流部にあり、琵琶湖水位低下を補完することは物理的に無理である。よしんば、大戸川河口を瀬田川洗堰上流へ流向変更したとしても、瀬田川は狭義の琵琶湖水の流出水路に過ぎず、湖面への注流入水とは言えず、大戸川ダムから貯流水を放流すれば、瀬田川水流は琵琶湖へ向けて逆水流(遡上水流)となる不自然が洗堰でどのような影響を起こすか不明で不安でもある。琵琶湖の水位低下長期化の軽減策を図るという目的を果たすには、効果期待の上からも他の場所での貯留水施設や他の方法を検討した方がよいのではないかと。	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>大戸川ダム調査検討内容のなかに、平成6年における20日間に約25cmの急激な水位低下がコイ科の産卵・孵化稚魚に与えた影響とコイ科の魚類を含めた琵琶湖の水界生態系の許容範囲をどのように考えるのか、さらに、水位低下と湖岸の形状、コイ科の琵琶湖における生息・分布・産卵孵化の状況と水位変動に対する適応範囲など、さまざまな問題や研究課題について総合的に明らかにされていない。そうしたなかで、20日間に約25センチの急激な水位低下、コイ科の産卵・孵化稚魚の影響、それが琵琶湖の生態系全体に対して重大な影響ありと、単純に結論づけられるのかは疑問である。また、逆にダムによって20日間の25cmの水位維持が可能になったとして、はたして琵琶湖のコイ科魚類が保全され、さらにそのことが琵琶湖の生態系の保全にまでつながることになるのか、またそうした対策の実効性の確保なども含めて総合的に検討すべきである。</p> <p>したがって、大戸川ダムの建設推進については、20日間の水位維持による琵琶湖の生態系の保全効果を重視するよりも、代替案も含めて治水対策効果と利水効果を主体として考えるべきである。</p>	小林 圭介
									<p>日吉ダムの利水機能を大戸川ダムへ振り替えて日吉ダムの治水機能を強化することには異論がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①日吉ダム設置が社会的に合意されるかどうか ● ②亀岡地区の治水事業との関連において、日吉ダムの治水機能をこのような方策で強化する必要性？ ● ③日吉ダムの利水機能の振り替えによる、三川合流地点までの流量の減少による環境悪化 	田村 悦一
									<ul style="list-style-type: none"> ● 急速な水位低下の抑制策の調査検討がおこなわれているが、先に書いたように使える水量が不明確であり、かつ、過去の洪水を列挙し治水の必要性を上げているが、洪水とダムとの関係がまったくないものまで入っており、これではダムをつくる説明にならない。 ● また、日吉ダムと大戸川ダムの容量振り替えを計画しているが、利水精査もまだなのに判断できないのではないのか。さらに、治水と利水の効果を同時にあげているが時期的にかみ合わないか、もっと詳細な説明がなければ検討さえできない。 	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類の産卵阻害など湖岸生態系への影響軽減方策を検討する場合、対象水域ごとに目標レベルを設定するなどし、可能な限り新規ダムからの水補給に頼らず水位低下を抑制する代替方策を示すことが求められている。 ・ そのためには、斬新な発想を導入するなどした新しい堰操作の精力的な検討が望まれる。 ・ 使える水量が不明のまま水位低下の抑制を検討することの説得性が無い。 ● 逆に、最も望まれているのは、ダムに頼らない洪水対策と湖岸生態系への影響軽減とを同時に実現する方策の検討である。 ・ 過去の洪水を列挙し治水の必要性を上げているが、これらの洪水の中にはダムとの関係が明確でないものまで入っており、ダムをつくる説明として逆に説得性を欠くことになっているのではないか。 ・ 日吉ダムと大戸川ダムの容量振り替えを計画しているが、利水精査の情報が無い中で判断することはできない。 ・ 更に、治水と利水の効果が時期的にどうかみ合うのか詳細な説明が無いため検討できない。 	中村 正久
									<ul style="list-style-type: none"> ● 魚種毎の実際の産卵場所、底質、植生等の確認調査が必要である。 理由： 琵琶湖生物調査団の調査からほぼ40年が経過し、湖岸堤の建設やオオクチバス、ブルーギル等外来魚の侵入により、在来魚類の産卵環境は著しく変化している。現在、どの魚種がどの地域で、どれ位の水深のどのような底質、植生の環境で実際に産卵しているのかという情報は極めて限られている。そのような情報なしに、魚類の産卵適地を単にヨシ帯の面積だけで推測して、精度高い保全策を検討できるとは思えない。どの魚種が琵琶湖のどの地域で、どれ位の水深のどのような底質、植生の環境で実際に産卵しているのかという情報を、早急に調査する必要がある。 その際、降雨量の多い年(2003年のような)とそうでない年とで魚類の産卵生態が異なる可能性が高いので、複数年の調査が必要である。 	西野 麻知子
								●	別紙参照 コメント1	水山 高久
								●	効果不明	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>・現状の課題の一つに、「狭窄部上流(亀岡地区)の浸水被害」が挙げられている。</p> <p>・調査検討の方針の一つに、「狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダム治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効である。」と提起されている。</p> <p>・具体的な調査検討内容の一つとして、「日吉ダム利水容量の一部を大戸川ダムに振り替えることによる日吉ダムの治水強化の調査検討」が提起されている。</p> <p>● 亀岡地区の浸水被害の軽減策としては、現在の日吉ダムの治水機能による治水調整と、京都府による河川整備が進められてきたことにより、浸水面積、浸水家屋は減少してきており、今後さらに遊水地の整備等が進展すれば、現ダムの治水機能の強化は不必要と思われる。そこで、当該計画は、以下に記す理由により妥当性に欠けた非現実的なものと断定せざるを得ない。</p> <p>①この振り替え計画は、大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。</p> <p>②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、濁水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが、現実に可能かどうか疑問である。</p> <p>③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、桂川流域の河川環境を悪化させる恐れがあり、濁水時においては、なおさら問題である。</p> <p>日吉ダムからの利水振替は大戸川ダム建設の有効条件とはならない</p>	渡辺 賢二
(ダム-8)	ダム-8	5.7.2	各ダムの調査検討内容	琵琶湖水位低下抑制対策	大戸川ダム	琵琶	—	調査・検討	可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の濁水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
								●	琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄
									琵琶湖水位低下抑制対策→不可 はたして、大戸川ダムが記載のとおり水位低下抑制できるとは考えにくい。水位を保つために何でもいから水を足せばいいという発想がおかしい。水質はじめ大事な環境面のことが全く触れられていない。15,000万m ³ の水量が必要としているが、そもそもダムの水は富栄養化した水であり、いつも貯留しているとは限らない。渇水期はどこも水が無いのが常識であり話がなりたない。 むしろ、瀬田川洗堰の水位操作規則の見直しが必要。	寺川 庄蔵
									検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
									琵琶湖水位低下抑制対策はどのような費用負担になるのか？	仁連 孝昭
									夏期制限水位の弾力的見直しはありうるか。	池淵 周一
									計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまっとう慎重に検討すべきである。	川上 聡
									検討すべし。丹生ダムはまだ考慮の対象に入れる必要ない。	倉田 亨
									最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。	塚本 明正
									ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後に示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
									効果不明	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>2/4 琵琶湖の急速な水位低下の抑制策の調査検討 中段のイメージ図において ・産卵適地と水位の関係の調査 (理由:水位が問題になっているから)</p> <p>● 中段のイメージ図において ・丹生ダムと大戸川ダムに建設費を記入 (理由:費用対効果の検討資料とするため)</p> <p>3/4 振替補給による効果の魚類の産卵・ふ化への影響を軽減するための代替案の検討 (理由:代替案が水位との関連のみではないので)</p>	川端 善一郎
									<p><<ダム-8>>の調査・検討の内容の不明示の不親切さ) 琵琶湖の水位低下長期化を軽減するのに必要な補完流入水量の季節的量と、それを果たさせる貯留水量を分担するダムの季節的供給必要水量を明示し、瀬田川水路への補完水放流によって湖面水位回復の期待を計画通り果たせるかどうかの説得性のあるデータを提示することと併せて、その貯留に伴う必要容量のダム構築に伴う社会的資産水設による社会的経済的影響および陸棲・水棲生物の多様性保全への影響を調査する必要がある。その結果、湖水位回復効果によって得られる社会的経済的および生物多様性保全全面での替え難い得策となることを明らかにしうるものでなければならない。その検討のために必要な調査項目として何を考えているか位は明示しなければならぬだろう。調査への協力を求め、計画への理解を広く求める上からもそれが望まれる。この項目見出しが「ダムの調査検討内容」とある以上、その内容明示は当然のことだろう。</p>	倉田 亨
									<p>● はたして、大戸川ダムが記載のとおり水位低下抑制できるとは考えにくい。水位を保つために何でもいから水を足せばいいという発想がおかしい。大事な水質はじめ環境面のことが全く触れられていない。15,000万㎡の水量が必要としているが、そもそもダムの水は富栄養化した水である。</p>	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p><琵琶湖水位低下抑制対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大戸川ダムを建造すれば容量振り替えで水位低下抑制できることを机上計算で示すことは最も安易な発想で、「ダム以外に実行可能で有効な方法を客観的に示す」ことを求めている提言の趣旨からすれば、検討優先度としては非常に低い。水位を保つために何でもいから水を足せばいいという発想と受けとめられかねない。 ・15,000万m³の水量が必要としているが、振り替えで流す必要のある時点でそれだけの水量を確保できるとする説得性のある解析が示されていないのみならず、その時期のダムの水質はきわめて高い確率で富栄養化しているはずであるなど、大事な水質はじめ環境面のことが全く触れられていない。 	中村 正久
								●	効果不明	和田 英太郎
(ダム-9)	ダム-9	5.7.2	各ダムの調査検討内容	日吉ダム治水強化	大戸川ダム	琵琶・淀	宇瀬	調査・検討	検討すべし。	倉田 亨
									可	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄
								●	整備計画の中で保津峡の開削計画があるのであれば日吉ダムの振替は必要なくなり、大戸川は不要になりますが、それでも必要ならその記述が必要。	田中 真澄
									<p>異議あり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日吉ダムの利水機能の振替えと大戸川ダム建設とがセットされているようであるが、日吉ダムの利水の十分な調査がまず必要で、安易な振替えには疑問がある。 2. 日吉ダムの利水機能を全面的に大戸川ダムに振り替えると、渇水期には、三川合流までの流量が減少して、河川環境の悪化を招く恐れがある。 3. 亀岡地区の治水事業との関連で、日吉ダムの治水機能の調査検討も必要である。 	田村 悦一
									治水容量増大が亀岡地区の浸水被害軽減にどの程度の効果をもたらすか。3/4のダムサイトの流量減だけではよくわからない。	池淵 周一
									計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまっとう慎重に検討すべきである。	川上 聡

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。	塚本 明正
									ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後に示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
									効果不明	和田 英太郎
									①この振り替え計画は大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。 ②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、濁水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうか疑問である。 ③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、流域の河川環境を悪化させる恐れがある。	渡辺 賢二
									日吉ダムの利水機能を大戸川ダムへ振り替えて日吉ダムの治水機能を強化することには異論がある。 ①日吉ダム設置が社会的に合意されるかどうか ● ②亀岡地区の治水事業との関連において、日吉ダムの治水機能をこのような方策で強化する必要性？ ③日吉ダムの利水機能の振り替えによる、三川合流地点までの流量の減少による環境悪化	田村 悦一
								●	効果不明	和田 英太郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>・現状の課題の一つに、「狭窄部上流(亀岡地区)の浸水被害」が挙げられている。</p> <p>・調査検討の方針の一つに、「狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効である。」と提起されている。</p> <p>・具体的な調査検討内容の一つとして、「日吉ダム利水容量の一部を大戸川ダムに振り替えることによる日吉ダムの治水強化の調査検討」が提起されている。</p> <p>● 亀岡地区の浸水被害の軽減策としては、現在の日吉ダムの治水機能による治水調整と、京都府による河川整備が進められてきたことにより、浸水面積、浸水家屋は減少してきており、今後さらに遊水地の整備等が進展すれば、現ダムの治水機能の強化は不必要と思われる。そこで、当該計画は、以下に記す理由により妥当性に欠けた非現実的なものと断定せざるを得ない。</p> <p>①この振り替え計画は、大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。</p> <p>②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、濁水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが、現実に可能かどうか疑問である。</p> <p>③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、桂川流域の河川環境を悪化させる恐れがあり、濁水時においては、なおさら問題である。</p> <p>大戸川ダムへの利水振替は、非現実的であり、代替案を検討すべき</p>	渡辺 賢二
(ダム-10)	ダム-10	5.7.2	各ダムの調査検討内容	環境等の諸調査	大戸川ダム	琵琶・淀	宇瀬	調査・検討	検討を十分に。	倉田 亨
									可	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									(否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の濁水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。	田中 真澄

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									大戸川ダム環境等諸調査→検討に値しない。 (理由)調査検討の方針で「貯水池の規模の見直しならびに貯水池運用の変更に伴う・・・」とあるが、そもそも規模、運用をどのように変更するのか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるというのは基本的に意見書の趣旨に反する考え方である。	寺川 庄蔵
									環境面からすれば、ダム建設はかなり困難な状況にあると判断される。	渡辺 賢二
									「提言」をふまえた事業計画の検討を行う。具体的検討項目として、ダム貯水池規模、運用、選択取水施設、流砂バイパス概略設計による動植物への影響のシミュレーションも行う。	川端 善一郎
									2/4,3/4 に示された生物調査の結果はダム建設を諦めざるを得ないことを表しているが、どう考えるのか?	有馬 忠雄
									ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								●	シート上で見るだけでも、ダム建設を諦めざるを得ない環境であることがよく分かった	有馬 忠雄
								●	検討に値しない。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、・・・」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるというのはナンセンスであり、基本的に提言の趣旨に反する考え方である。	寺川 庄蔵
								●	・提言で言う「ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、社会的合意が得られた」と判断した上での検討ということか、とりあえず検討しておくということが分からないので明らかにされたい。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、・・・」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、検討を先に進めるのは上記のいずれかの場合だが、どちらか不明でコメントできない。	中村 正久
(ダム-11)	ダム-11	5.7.2	各ダムの調査検討内容	天ヶ瀬ダム再開発事業	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀	宇瀬	検討/委員会	検討すべし。	倉田 亨
									可	尾藤 正二郎

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									可	米山 俊直
									ダム建設との関わりにおいて評価されるべき。現段階では評価・判断できない。	三田村 緒佐武
									代替案のさらなる検討が必要	和田 英太郎
									放流能力増大にともなう貯水池運用の変更とはどのようなものになるのか。	池淵 周一
									最適、最善な対策として疑問点、問題点が多く、十分な調査と検討が必要	塚本 明正
									天ヶ瀬ダム再開発事業→調査検討で可 琵琶湖の漁業および生態系に重大な影響を与える可能性がある。また、琵琶湖岸の浸水被害は補償等の検討が必要である。	寺川 庄蔵
									● 生物の生息環境として重要な内湖、湿地帯の復元にあたっては、生物多様性維持の観点からはできるだけ大面積の湿地帯を復元することが望ましい。また早崎干拓地等既存の湿地帯ではシードバンクとしての機能が期待されることから、既存湿地帯の復元も視野に入れるべきである。また環境 旧-55, 56に書いた外来種対策も同時に行う必要がある。	西野 麻知子
									● 代替案のさらなる検討が必要	和田 英太郎
(ダム-12)	ダム-12	5.7.2	各ダムの調査検討内容	天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀	宇瀬	検討/委員会	検討に価するだろう。	倉田 亨
									可	寺川 庄蔵
									可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									仮排水路(堤外)の利用、改良を本格的に検討。旧志津川発電所導水路を排砂施設として利用できないかはおもしろい。ぜひ検討を。	池淵 周一
									検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
									詳細に検討されるべき。	三田村 緒佐武
									● 単なるリストでは、生態系の価値評価はできない。	谷田 一三

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(ダム-13)	ダム-13	5.7.2 各ダムの調査検討内容	放流方法の変更に伴う環境への影響および貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀	宇瀬	調査検討/委員会		検討に値するだろう。	倉田 亨
									可	寺川 庄蔵
									可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									水位変動による影響、放流量増による影響などにかかわる生物調査の内容がどのようなものかを考えているのか分からない。2/4 に示されたような生物種のリスト作成を調査内容とは考えないでほしい。	有馬 忠雄
									検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
									関電喜撰山揚水発電所と天ヶ瀬ダム湖との水の出入りはダム湖の水質改善に機能していないか。	池淵 周一
									詳細に検討されるべき。	三田村 緒佐武
								●	別紙参照 コメント1	水山 高久
(ダム-17)	ダム-17	5.7.2 各ダムの調査検討内容	丹生ダム建設事業	丹生ダム	琵琶	—	調査・検討		可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的な影響が大きいため建設しないことが至当。	川上 聡
									調査検討項目に1)姉川ダムの放流量調整による瀬切れ解消の実験の検討を加える。2)湛水による渓谷の消失に伴う生物群集への影響の評価を行う。	川端 善一郎
									検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
									丹生ダムによる水位低下抑制効果がどれだけあるのか、降雨データによるシミュレーションにより、必要なときに貯水量が得られるかどうかの検討が必要。また、琵琶湖水位低下抑制対策はどのような費用負担になるのか？	仁連 孝昭

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									流入源対策は、丹生ダムの当初かかっていた渴対容量から生態系影響抑制への転換を何故やるのかもっと説明を。補給が副次的に取水制限や維持流量の削減を遅らせる効果があると見るのか。	池淵 周一
									代替案が優先検討されるべし。	倉田 亨
									最適、最善な対策として疑問点、問題点が多く、十分な納得できる調査と検討が不可欠と思われる。また、「社会的合意」と実施は遠いものとも考えられる	塚本 明正
									調査検討可 琵琶湖の環境改善は期待できない。むしろ、悪化するだろう。 具体的な調査検討内容では、滋賀県の整備計画との整合を図る。とあるが、特に治水および地域振興について協議し、事業の調査検討を進める必要が大事。	寺川 庄蔵
									ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
									1/8 ●調査検討の方針 ・ <u>姉川ダムの放流量調整による姉川の瀬切れ解消の問題点と実績を踏まえて、瀬切れを生じさせない河川流量の確保を図る。</u> (理由: 姉川での実験放流が参考になるので) 6/8 ●整備効果 ・丹生ダムからの琵琶湖への補給により、急激な水位低下を抑制できる。 →下流放流時期を早めることで対応できないのか?	川端 善一郎
									● 別紙参照 コメント6 別紙参照 コメント7	倉田 亨
									● 「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照	寺川 庄蔵
									● 別紙参照 コメント5	西野 麻知子
									● 別紙参照 コメント1	水山 高久

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(ダム-18)	ダム-18	5.7.2 各ダムの調 査検討内容	琵琶湖の水位低下 抑制のための丹生 ダムからの補給に よる効果等につい ての調査検討	丹生ダム	琵琶	—	調査・検 討		可	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									実施可。ただし、調査・検討期間が1年では不十分。	川端 善一郎
									湖水低下の原因・対策をもっと幅広く検討することが先です。	倉田 亨
									詳細な検討実施可 ダムを水位低下抑制方策と考えたこと自体に問題がある。ダムによる新たな 生態系破壊をいかに考えるのか。	寺川 庄蔵
									ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。と くに琵琶湖環境に与える影響を詳細に明らかにする必要がある。なお、本来 的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断さ れよう。その後に示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関し ては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならない ことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
									● 別紙参照 コメント8	倉田 亨
									● 別紙参照 コメント1	水山 高久
(ダム-19)	ダム-19	5.7.2 各ダムの調 査検討内容	琵琶湖の水位低下 抑制のための丹生 ダムからの補給に よる効果と、その自 然環境に及ぼす影 響についての調査 検討	丹生ダム	琵琶	—	調査・検 討		可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									検討はまだ早い。否	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>検討で可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な調査検討内容」のなかに、丹生ダムへの貯水のため、冬期に姉川から琵琶湖に流入する河川水量の減少が琵琶湖の水質、特に深底部の酸素供給に与える影響について、現地調査および水理モデルから検討を行うことを追加する。 <p>理由:「整備による影響②」では、姉川流量と溶存酸素量の関係のみを取り上げているが、気候変動(暖冬かどうか)等他の要因の分析が行われておらず、これまでの流域委員会での河川管理者側の説明も含め、科学的に説得力のあるデータが出されていないので、この問題について専門家を含めた詳細な検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の調査、検討内容 1」の調査検討年度を延長する必要がある。 <p>理由:コイ科魚類の産卵状況調査期間は平成15年のみとなっているが、平成15年は近年になく春から夏にかけての降雨量が多く、コイ科魚類の産卵遡上が多かったと考えられる。近年の小雨化傾向のなかで降雨量の多かった平成15年の結果だけで魚類の産卵等の影響予測を行うと、誤った結論に導かれる可能性がある。したがって複数年、特に降雨量の少ない年に同様の調査を行い、結果を比較することで、より精度の高い検討を行うことが可能になると考えられることから、少なくとも魚類の産卵については平成16年度(4-8月)にも補足調査を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境30の検討と連携した体制をとること。 	西野 麻知子
									下流住民として、丹生ダムによる琵琶湖の環境の変化が心配です。慎重に検討していただきたい。	細川 ゆう子
									環境調査項目および内容の検討を行うべき。1999年の環境影響評価法の施行以後の環境アセスメントの考え方が以前とは異なっている。2000年の新環境基本計画では戦略的環境アセスメントを行うこととしている。実施・検討している保全対策について、すべての項目に対して実施か検討を銘記すべき。	川端 善一郎
									<p>調査検討可</p> <p>ダム建設に伴う自然環境破壊と琵琶湖の致命的な水質悪化というダブルパンチを食らわすことになる可能性が大であり、十分な調査検討が必要。</p> <p>基本的に琵琶湖の水位をダムによって調整するという発想そのものに問題がある。できる限り自然な形に戻そうというのが提言であり、琵琶湖の急速な水位低下の原因は水位操作によって起こっておりそこをいかに改めるべきかである。</p>	寺川 庄蔵

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。とくに琵琶湖環境に与える影響を詳細に明らかにする必要がある。なお、本来的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後を示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武
								●	別紙参照 コメント8	倉田 亨
								●	「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照	寺川 庄蔵
								●	1. 丹生ダムによる水供給で、琵琶湖水位の著しい低下はある程度緩和されると期待される。しかし、見直し案では季節的水位変動パターンに変更がないため、それによってコイ科魚類の産卵環境が改善されることは期待できない。 2. また琵琶湖周辺にある県や農水省の既設ダムによる琵琶湖、淀川への水位確保についても直轄、非直轄エリアとの整合性のもとに検討すべきである。 3. モニタリングについて 降雨量の多い年(2003年)と少ない年とでは、魚類の産卵生態に違いが見られる可能性が極めて高いことから、試験運用と連動させた在来魚の産卵生態のモニタリングについては、降雨量の多い年(2003年)と降雨量の少ない年の複数年のデータをとる必要がある。	西野 麻知子
(ダム-20)	ダム-20	5.7.2 各ダムの調査検討内容	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ生物環境等の調査検討	丹生ダム	琵琶	—	調査・検討		可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									検討はまだ早い。否	倉田 亨

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									丹生ダムの生物環境等の諸調査→検討に値しない。 (理由)調査検討の方針で「貯水池の規模の変更によって必要となる調査 検討を実施する。……」とあるが、そもそも規模、運用をどのように変更する のか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるというのは基本的に意 見書の趣旨に反する考え方である。	寺川 庄蔵
									生物環境調査内容の再検討を加える。	川端 善一郎
									検討で可 ・環境30の検討と連携した体制をとること。	西野 麻知子
									貯水池容量を決める利水量の精査確認を先行させる。	仁連 孝昭
									ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。な お、本来的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非 が判断されよう。その後に示された整備内容の評価が可能になる。なお、こ れに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなけ ればならないことはいうまでもない。	三田村 緒佐武

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
								<p>1/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●具体的な調査検討内容 ・丹生ダムからの琵琶湖環境改善のための補給および～ ・利水 ・治水 ・瀬切れ ・自然環境 <p>(理由:丹生ダムの建設目的すべてに関係するので)</p> <p>2/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境調査実施状況 <p>(表のH11に矢印で)環境影響評価法施行 (理由:閣議アセス(1984)とは質に異なり、2000年の新環境基本計画では戦略的環境アセスを行うとしているため)</p> <p>3/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保全対策の検討 <p>(丹生ダムで実施・検討している保全対策の表について) 実施、または検討を全ての項目について記入する (理由:実施と検討の区別がつかないから)</p> <p>4/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後の調査・検討内容 <p>1. 貯水池規模の変更によって必要となる調査検討を実施する。</p> <p>→①貯水池周辺についての環境への影響 動物、植物等の調査 ②姉川・高時川(2. ②を挿入) ③琵琶湖への影響 ④治水 ⑤利水</p> <p>(理由:・規模の変更によって影響を受ける項目は動植物のみではないから ・丹生ダムと琵琶湖の環境改善が問題となっているから)</p>	川端 善一郎	
								<ul style="list-style-type: none"> ●〈丹生ダム計画の調査・検討2)について〉 <p>設計通りでは、「湖面水位低下抑制」を果たせなかった場合のダム規模の修正およびダム放水操作の変更に伴う諸環境への調査をあげているが、これも、丹生ダムが不十分な計画であっても「とりあえず造ってみて…」という姿勢であることの証左とも受け取れ、琵琶湖水位低下抑制目的はダム増設のための口実に使われたのかと疑いたくもなると言えなくもない。</p>	倉田 亨	

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>検討に値しない。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、…」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、先に進めるというのはナンセンスであり、基本的に提言の趣旨に反する考え方である。</p> <p>「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照</p>	寺川 庄蔵
									<p>・提言で言う「ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、社会的合意が得られた」と判断した上での検討ということか、ととりあえず検討しておくということかが分からないので明らかにされたい。 (理由)現状の課題で「貯水池の規模、運用の変更に伴い、…」とあるが、そもそもなぜ規模、運用を変更するのか明確になっていないにもかかわらず、検討を先に進めるのは上記のいずれかの場合だが、どちらか不明でコメントできない。</p>	中村 正久
(ダム-21)	ダム-21	5.7.2 各ダムの調査検討内容	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査検討	丹生ダム	琵琶	—	調査・検討		実施可。	川端 善一郎
									検討で可	西野 麻知子
									可	尾藤 正二郎
									OK	水山 高久
									可	米山 俊直
									検討はまだ早い。否	倉田 亨
									貯水池容量を決める利水量の精査確認を先行させる。	仁連 孝昭
									<p>ダム建設に至るかに関わらず検討しておかなければならない課題である。とりわけ琵琶湖環境に与える影響を詳細に明らかにする必要がある。なお、本来的には、ダム建設の代替案を十分検討された後にダム建設の是非が判断されよう。その後示された整備内容の評価が可能になる。なお、これに関しては淀川水系のみならず関わる流域住民の合意形成をはからなければならないことはいまでもない。</p>	三田村 緒佐武

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<ul style="list-style-type: none"> ● 〈丹生ダム計画の調査・検討2〉について 設計通りでは、「湖面水位低下抑制」を果たせなかった場合のダム規模の修正およびダム放水操作の変更に伴う諸環境への調査をあげているが、これも、丹生ダムが不十分な計画であっても「とりあえず造ってみて…」という姿勢であることの証左とも受け取れ、琵琶湖水位低下抑制目的はダム増設のための口実に使われたのかと疑いたくもなると言えなくもない。 	倉田 亨
									<ul style="list-style-type: none"> ● 「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照 	寺川 庄蔵
(ダム-24)	ダム-24	5.7.2	各ダムの調査検討内容	土砂移動の連続性の確保する方策検討	各ダム	琵琶・淀・猪	本川・桂川・宇瀬・木津	検討	重要。直ぐにでも研究・調査を。	倉田 亨
									水質とともに水の「状態(密度・圧力、温度、速度、成分と各分布は一体)」の認識必要。混層流としても。	塚本 明正
									検討で可	西野 麻知子
									<ul style="list-style-type: none"> ● ダムの土砂供給分断が、ダムの最下流に位置する琵琶湖や大阪湾の底質に与える影響についても考慮すべきである。 ダムに堆積した土砂を下流に運搬する場合、下流のどこにどのようなやり方で土砂を供給するのが土砂移動の連続性を高めるとともに、下流の生物やさらに最下流の琵琶湖や大阪湾の生物に与える影響が最小限になるかについても検討が必要。 バイパストンネルや排砂ゲートによる土砂移動対策において、選択的にかなり細かい粒子の土砂のみが下流に運搬される可能性がないかどうか、実測に基づいた検討が必要。 	西野 麻知子
									可	仁連 孝昭
									可	尾藤 正二郎
									可	米山 俊直
									検討はしておく。	和田 英太郎
									調査検討内容が多く、このスケジュールで影響調査まで含めてできるのか。	池淵 周一

旧シートNo.	現シートNo.	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									琵琶湖に供給される土砂量の減少はダムが原因としているが、本来、土砂の供給の多くは河岸段丘の形成にみられるように護岸や河床を侵食することによって確保されていた。しかし、治水のための人工護岸、川幅の拡幅や天井川などの河川形状の変遷によって、護岸や河床からの供給が途絶えたことも土砂量の減少の大きな原因となっている。例えば、これまでに堆積した愛知川ダムの約60万m ³ の土砂を約30km下流の琵琶湖まで敷きつめたら数cmにしかならず、ダムが琵琶湖への土砂の供給を阻害している主たる原因とはいえない。	小林 圭介
									基本的に可 しかし、4つのダム堆砂対策のイメージ図をあげているが、いずれも多くの問題がある対策であり、十分検討しないと取り返しのつかない事態を招きかねない。すなわち、堆砂のヘドロ化、水質汚染・汚濁、高費用、メンテナンスの難しさ、などである。 琵琶湖では浜欠けの原因にもなっており、解決が急がれるが、要はこの面でも新たなダムは造らないほうが良いということである。	寺川 庄蔵
									「可?」。慎重に検討・調査されるべき。	三田村 緒佐武
									<p>〈丹生ダム計画の調査・検討3〉について</p> <p>丹生ダム放水に際しての「土砂移動の連続性の確保」の方策を考えたいとするが、放水路は姉川・高時川へと考える前提での話で、漁業等の利用を必須とする場合と、放水路河川での土砂移動の不連続による流水の円滑を欠く場合の検討であろうが、「湖面水位低下抑制」という主目的を果たすため、必要とあれば、他の諸環境への影響のない新たな暗渠トンネル水路での琵琶湖への直接給水であってもよく、他利用を必須とすることは考えなくともよく、土砂移動を物理的に完全排除してもよいのではないかと。</p> <p>● 土砂移動を物理的に完全排除してもよいのではないかと。</p> <p>ただ、高時川・姉川経由のダムからの放水を計画する場合は、花崗岩質地帯であることから土砂流の多い河川となり(土砂移動連続性確保にはよいが)魚類生息条件としては妨適化するだろうが、途中での堆砂が過ぎると瀬切れや洪水多発の弊害発生を伴う可能性もあり、それらへの対処工夫も必要となろう。</p>	倉田 亨
								●	既設ダムに対する対策もふくめて、実現の具体性は?	谷田 一三
								●	「琵琶湖部会意見(2003.10.14 琵琶湖部会検討会 資料)」参照	寺川 庄蔵
								●	検討はしておく。	和田 英太郎

流域全体

本資料は地域に限定されず、流域全体に係わると考えられるシートに関する委員からのご意見を庶務がまとめたものです。
第2稿に対する意見は「第2稿意見」欄に をつけています。

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-1)	環境-1	5.2	河川環境	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通	全	-	実施		賛成(モニタリングの項目・評価基準表を用意が必要でないか 意見)	倉田 亨
										可	寺川 庄蔵
										「可」。	三田村 緒佐武
										可	米山 俊直
										評価法の確立が重要となる。	和田 英太郎
										1. 鶴殿の事例に代えて、これまで実施してきた「多自然型川づくり」の場所及び内容を示すこと。 2. 実施場所の実状に合った有効なモニタリング計画が必要なことを明記すること。 3. モニタリングの計画の検討、結果の考察、評価等を行う組織が必要である。	有馬 忠雄
										河川環境のモニタリングに、これまでのいわゆるシンクタンク依存型から、住民段階をも視野にいれた方向に展開しつつあるのはおおいに評価できる点である。今後はふたつの方向への展開を期待したい。ひとつは、住民段階などに、委託調査など、実質的に予算措置の可能な関係をつくれることである。もう一点は、[河川環境]はともすれば、生物生息環境に限定されがちだが、河川の水量(水かさ)など、構造的な場面と、五感で把握する水質調査、あるいは川の環境文化などのモニタリングも住民活動団体が得意とする分野であり、モニタリングの項目の拡大を期待したい。	嘉田 由紀子
										「河川環境のモニタリングの実施と評価」[全水系]:実施で可。但し「多自然型川づくり」については、「提言」においてそれからの脱却と新しい方法を提案していることに鑑み、ここに書かれている評価はもっと厳しいものでなければならない。また、「鶴殿ヨシ原 切り下げ試験地モニタリング」だけでなく、今後行うイメージ図でも良いから、さらに広域的・全面的な例をも挙げるべきだ。そうでないと、「この程度のものでお茶を濁すつもり」と誤解されるおそれがある。	川那部 浩哉
										2000年の新環境基本計画にもとづく戦略的環境アセスメントの実施を行って欲しい。評価次第では事業の中止もありうる。調査は専門家、住民、住民団体と協力して行う。	川端 善一郎
										モニタリングの計画段階での打合せ、検討会などの充実 モニタリング実施のコンサルタントへの指導。現状では十分なモニタリングができていない。	紀平 肇
										システムとしては記載してあるが、具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集、解析し、評価するかがないので、河川管理者が内部に担当係りでも作るのか明確でない。	宗宮 功

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
										実施で可 ・モニタリングのあり方およびその評価にあたっては、専門家(生態学・動物、植物を含む)と十分協議する場を設けること。 ・モニタリングの検討結果を積極的に公表すること。	西野 麻知子
										追加:河川整備の遂行の意思決定により有益なかたちにモニタリング事業全体を再編成する(あるいはそのようなモニタリングを追加する)。	原田 泰志
										条件付可。モニタリング計画の検討段階で、学識経験者や地域の特性に詳しい人物を交えて科学的かつ地域特性に応じた計画づくりを行うことが条件。また、実施にあたって、調査能力が十分にある住民団体に対しては、既存の業者と並ぶ業務の委託先とすることを求める。	村上 悟
										・これまで実施してきた「他自然型川作り」の評価に関して実施状況調査・追跡調査の事例紹介があるべきである	有馬 忠雄
										河川管理者が行ったモニタリングの情報公開が必要	川上 聡
										別紙参照 コメント1	小林 圭介
										河川水辺の国勢調査を、河川整備の意思決定により有用な形に改善する、もしくは、意思決定に有用な調査事業を新設する。	原田 泰志
										評価法の確立が重要となる。	和田 英太郎
(環境-34)	環境-38	5.2.4	水質	琵琶湖・淀川流域 水質管理協議会 (案)の検討	-	全	-	検討/ 準備会		賛成	倉田 亨
										可	米山 俊直

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>検討 実施 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)に住民、NPO・NGO(住民団体)を構成メンバーに入れる。 (理由)水質は日々悪化しており、ただちにそうした協議会を立ち上げるべきである。 メンバーには意見を持ち現場を良く知る住民とNPO・NGOを参加させるべきである。 (理由)琵琶湖の水質は予断を許さないところまで悪化してきており「実施する。」とすべきである。 琵琶湖の水質保全対策では、非常に甘いというか弱い。滋賀県に任せているということかも知れないが、琵琶湖のスケールを考えると国としてもっと責任ある態度が必要。赤潮やアオコの連続発生、溶存酸素の低下、低質悪化、それに伴う漁業の衰退など一刻の猶予も許されないところまできている。</p>	寺川 庄蔵
									<p>これまでの水質管理目標が、BODやCODあるいはアンモニア性窒素など、水中の物質中心であったものを、[人の五官][飲み水][生き物の豊かさ]という3点から評価しようという方向は大変重要である。人びとは、PPMで水質を評価しているわけではなく、あくまでも五感や、子どもの遊び場、など[わかり指標]ともいうべき判断基準をもっている。また多くの人が最も関心をもっているのは、[蛇口の水は飲めるか]という[安全性]や[安心・信頼]に対する指標である。そのようなことから、このような水質協議会はおおいに期待したいが、名称をもう少し親しみやすいものに工夫したい。たとえば[水質管理協議会]というよりは、[水に親しむ社会づくりの会]などが提案できる。また平常時から、モニタリングに、子どもや地域住民などにかかわってもらい、そのコーディネーターとして河川レンジャーが活躍できるような社会的制度を考えてほしい。</p>	嘉田 由紀子
									<p>琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の参加メンバーとして「住民活動に詳しい有識者」が掲げられているが、これには環境保全に関わる市民団体、地域(住民)組織など(3名程度)と河川レンジャー(仮称)が加わるべきである。(学識者を除く他のメンバーは行政ばかりで行政の比重が大きすぎる。)</p>	川上 聡

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の検討」:検討で可。 A「琵琶湖・淀川流域環境保全協議会(仮称)の検討」:前項にも記載されているように、環境の時代にあっては、多様性をもった生態系の機能を十全に使うことが重要である。そのためには、水質管理のみではなく、環境保全のための協議会を作ること計画すべきであり、その検討が望まれる。あるいは、水質管理協議会を変更して、生態系機能増大にも役立つものとするとも考えられる。	川那部 浩哉
									1. 新協議会には、住民部会を設置しその代表が全体協議会に参加するようにし、住民部会は幅広い住民多数と学識経験を持つアドバイザーで構成し、住民にできるアクションプログラムを作るだけでなく、作成後は、その住民部会が、アクションプログラム推進・普及の中心をにない作成後の取り組みも検討する。 2. 河川レンジャーがこのアクションプログラム普及・推進で果たせる役割があるか検討する。(環境教育などで)	本多 孝
									「可」。ただし、その成果に住民意見を反映させる方策が必要。学識経験者だけでなく一般住民の知恵を結集すべき。	三田村 緒佐武
									水質に加えて、底質監視も加えるべきである。新協議会は面源負荷抑制などについて住民に広報し、学べる場を提供する。	山本 範子
									水質基準の体系化が必要。	和田 英太郎
									この協議会は常設の事務機関を有すべきである。でなければ緊急対策など出来ない。流域の汚濁負荷削減がこの機関の仕事とされているが、関連法規が担当部署や部局で異なることから、従来の寄り合い機関であっては、実効性に乏しい。負荷のアロケーションが実効的にできる機関であることが期待される。	宗宮 功
									・協議会に住民を加えることの検討を。具体的整備内容の1)住民連携のための取組みと関連させること。 ・準備会、特に「住民参加等に詳しい有識者」とは何か？	有馬 忠雄
									協議会への住民・有識者参加について記載すべき。 住民・有識者・学識者の委員数をできるだけ多くする。	川上 聡
									住民・有識者・学識者の委員数をできるだけ多くする。ただ増すだけで無く、測定方法、測定器の改良研究、精度の向上をめざす。水質管理も含めて、浄水、上水取水口でのテロリストへの対応、24時間を通しての安全管理が必要で、ここにも河川レンジャーの必要性が示される。	小竹 武

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									検討 実施 協議会(仮称)に住民、NPO・NGOを構成メンバーに入れる。 (理由)水質は日々悪化しており、ただちにそうした協議会を立ち上げるべきである。また、メンバーには意見を持ち現場を良く知る住民とNPO・NGOを参加させるべきである。	寺川 庄蔵
									琵琶湖の水質調査を継続実施 従来の調査項目にいわゆる環境ホルモン等を付加し、水質の定点観測・調査を継続実施 水上オートバイ等から発生するベンゼン・トルエン・キシレン及びMTBE等の有害化学物質について、海外における規制等に学び、それらの調査のため、～(下線部挿入)	藤井 絢子
									水質基準の体系化が必要。	和田 英太郎
(環境-59)	環境-63	5.2.8	生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工	生物に配慮した護岸工法の採用	事例河川	全	-	実施	可	米山 俊直
									「疑義あり」:現在の「多自然型工法」は見せかけに過ぎない面もあり、「実施を急がずに」より自然に近い工法の研究・施行が望ましい。	畚野 剛
									施工機械の性能、効果等情報公開と社会的合意を得る努力が必要。これまで、とかく独善的に工事が進められてきた。	有馬 忠雄
									おおむね「可」。ただし、生物に配慮した人工構造物はありえないことを基本に据えるべき。	三田村 緒佐武
									「生物に配慮した護岸方法の採用」:ナカセコカワニナを対象とするこの整備については、実施で可。但し、1～2ページと3～4ページとの説明には大きい落差があり、また「全川の的に実施」とあるのはどちらの意味であるか、理解不能である。1～2ページに書かれている内容は極めて重要であるから、その検討を進めることが必要不可欠である。	川那部 浩哉
									工法について、優良事例を蒐集し、検討することが先決ではないか。	倉田 亨
									諸河川の特性・個性・履歴に配慮して計画・施行すべき。 調査や検討段階から、当該河川や流域の履歴や事情(もともとの川の状態)に詳しい住民や有識者の参加や意見聴取が大切。	川上 聡
									体調は体長、ほとんどは殻高	谷田 一三

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-60)	環境-64	5.2.8 生物の生息・ 生育環境に 配慮した工 事の施工	植物の結実時期を 考慮した施行	事例河川	全	-	実施		(可)	田中 真澄
									「賛成」 今後事例を積み上げてゆくよう努力されることを期待。	畚野 剛
									可です。在来種を保全するための事例が挙がっているが、特定の外来種を抑える考え方もあると思うので、さらに検討してください。	細川 ゆう子
									可	米山 俊直
									「植物の結実時期を考慮した施行」：木津川におけるオニユリ群生地を対象とするこの整備については、実施で可。但し前項同様に、書き方には問題がある。	川那部 浩哉
									施工時期だけでなく、留意事項などのマニュアルを試作して検討することをすすめる。	倉田 亨
									・オニユリの群生地の評価を明示すること。 ・木津川の自然植生とオニユリ群生地を比較して、保全のあり方を検討のこと。他にも、例えば桂川・宮前橋の湿地保全の検討を願う住民団体等もあり、それらを一体的に保全対策に活かすべきで、それが住民参加のあり方に反映させることができるはずである。 ・オニユリ群生地の評価こそ検討に値する	有馬 忠雄
									諸河川の特性・個性・履歴に配慮して計画・施行すべき。 調査や検討段階から、当該河川や流域の履歴や事情(もともとの川の状態)に詳しい住民や有識者の参加や意見聴取が大切。	川上 聡
(環境-61)	環境-65	5.2.8 生物の生息・ 生育環境に 配慮した工 事の施工	現況の植生を考慮 した必要最小限の 工事用道路の設置	事例河川	全	-	実施		(可)	田中 真澄
									「賛成」 今後事例を積み上げてゆくよう努力されることを期待。	畚野 剛
									可	米山 俊直
									先づマニュアルを作成してテストの上で最良策を編み出して欲しい。	倉田 亨
									具体的な整備内容に反対する気持ちはないが、この事例こそ住民参加、情報公開の試行が意味を持つ	有馬 忠雄

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(環境-62)	環境-66	5.2.8	生物の生息・ 生育環境に 配慮した工 事の施工	工事中濁水の生物 水域への流入防止	事例河川	全	-	実施	「工事中濁水の生物水域への流入防止」:実施で可。これはまさに「全川の に実施」が適当である。	川那部 浩哉
									(可)	田中 真澄
									「賛成」 十分な配慮を希望。	畚野 剛
									可	米山 俊直
									「可」。濁水防止をさらに進めるよう改良を重ねるべき。また、濁度水という視 点だけではなく、濁水から溶出する成分に注意を払うべくその実態把握と対 策をはかるべき。なお、生物への直接影響だけでなく、光環境の変化に伴う 生態系の変化も考慮しなければならない。	三田村 緒佐武
									先づマニュアルを作成して諸意見を確かめて取り組むべきではないか。	倉田 亨
									実効性の確保をどうするのか記載すべきである。つまり、現場でこの工法が 採用されていても、琵琶湖の湖辺域や河川下流部のいたるところの工事に おいて濁水の大小の規模の拡散が認められる。	小林 圭介
									整備内容についての情報公開と住民参加のあり方を工夫できる事例がある	有馬 忠雄
(治水-1)	治水-1	5.3.1	洪水	水害に強い地域づ くり協議会(仮称)	淀川流域	全	-	調査/ 検討	大賛成	倉田 亨
									可 やって見なければ何事も始まらない。	尾藤 正二郎
									提言の主旨に沿った取り組みとして評価できると思います。	細川 ゆう子
									「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」:検討で可。但し、流域は一環したも のであり、上流部などについても氾濫が起らないことはあり得ないから、そ こでも同様に近畿地方整備局において、主体的・主導的・積極的に協議会を 作り上げなければならない。このようなものが「整備計画に係る具体的な整備 内容シート」に抜けているのは、全く不自然である。なお、致命的な災害を 避けることは十分進めても、洪水・浸水を皆無にすることは不可能であること に鑑み、浸水やその時の防備の状態自体を受け継いで、したたかに対応する 手段をむしろ講じることが、とくに重要である。	川那部 浩哉
									全国的にみても高齢化した水防団員の減少が問題であり、維持管理を含め た災害時における動員定員の確保、補充要員の確保のためにも河川レン ジャー、各地の新しい流域センターを通して、若い層への働きかけ。例えば、 スポーツグループ、青年団、婦人部、高校、大学、地域への働きかけが必 要。十三での淀川水フォーラム的存在にして平常の人の接触が必要であ る。	小竹 武

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>1. 自分で守る部会は、住民参加を主体に住民への普及啓発も含めたアクションプログラムも検討し、この部会は検討する部会だけでなく検討後は、その推進・普及を主体的におこなう活動団体に発展していくことも展望し、後のフォローアップ体制も検討する。このことにより、常に住民が災害についての危機意識を持てるようにしていく。</p> <p>2. 今後の普及・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。</p>	本多 孝
									<p>1. 自治体等では人がどんどん入れ替わる。こういった点を考慮して、「協議会」うまく機能させるにはどうしたら良いか</p> <p>2. 住民には必要に応じて情報提供するとあるが、必要な時とはどういう時か 治水-1～治水-4において、水俣の土砂災害の反省はないか…行政の警報・避難勧告がない状態で、消防団員が自主的に行動し多数の住民の命を救ったが、本人は被災したという事実をどう受け止めているか。</p>	榎屋 正
									<p>条件付可。「治水」だけを目的とした巨大な協議会ゆえに利水との連携や環境分野の軽視が懸念される。(1)まちづくりや川づくりに関わる住民団体の参加を積極的に求め、その意見を尊重すること、(2)利水、環境の協議会との情報交換を積極的に行い、必要に応じて合同の協議会を設置すること、(3)流域委員会に逐次報告をすること、(4)既存の委員会(淡海の川づくり委員会等)との連携の検討、が条件。</p>	村上 悟
									<p>住民を加えるだけでなく、住民の意識啓発、ふだんの効果的な情報発信についての専門家が必要。</p>	山本 範子
									<p>可 協議会設置を急ぎ、広報宣伝(PR)を重視すること。</p>	米山 俊直
									<p>協議会設立に当たって、流域委同様、第三者のコーディネートが必要かも</p>	有馬 忠雄

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>協議会の構成員自体は河川管理者と沿川首長で、それぞれの部会は事務局として係わるのか。 (日頃から備える、洪水時の対応について) シート治水-1の2/4に「被害最小化のための流域対策協議会のイメージ(案)」があげられているが、このような組織図は初めて作られるものか。もし初めてなら、現在各自治体なり各機関が採用しているシステムと比較検討をしどこかに欠点がないか、を十分に検討しておく必要がある。とくにこれまでの失敗例を教訓にして最善のものを作るべきである。 表示(目に見えるもの)による全ての呼びかけは、表示されていること(インターネット、携帯メールを含む場所)が知られていなければ役に立たない。表示そのものと表示されていること(同場所)自体の周知徹底が必要になる。</p>	尾藤 正二郎
									<p>「水害に強い地域づくり協議会(仮称)を設置し、～とあるが、当該地域に種々な主体が協議会等を併存させる愚を避けたい。たとえば「淡海の川づくり委員会」の経験と実践を生かすなど既存組織をバックアップすべき。</p>	藤井 絢子
									<p>(印象) 住民の視点ではなく、河川管理者の視点で書かれており、住民の積極的な参加を得るのが困難である。その根本的な問題は、「水害に強い地域づくり協議会」について(1)行政のみの組織である (2) 討議内容が河川以外に限られており、河川そのものの管理はあくまで河川管理者が行う形になっていること (3) 討議内容が治水・防災のみに限られており、他の課題(利水・環境)については議論の対象から外されていること による。 (改善案) ・「水害に強い地域づくり協議会」の構成員を、一般市民や住民団体に広げる。 ・「水害に強い地域づくり協議会」の討議項目の中心に、堤防強化箇所や手法等、河川管理に直接関わることを据え、さまざまな主体の連携で流域全体での治水・防災を行うことを目指す協議会とする。 ・滋賀県が開催している「淡海の川づくり委員会」との連携、および同委員会の蓄積(知見、組織)の活用を検討 ・ブロックの設定にあたっては、高時川・姉川ブロックの設定も検討する。その際、淡海の川づくり委員会高時川・姉川部会との連携のあり方を検討する。</p>	村上 悟

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
										河川管理者と沿川自治体で構成される、水害に強い地域づくり協議会(仮称)について 淀川水系水害に強い地域づくり協議会各ブロック別協議会は、住民の意識啓発という重要な役割を持っています。	山本 範子
(治水-2)	治水-2	5.3.1	洪水	自分で守る(情報伝達、避難体制整備)	淀川流域	全	-	調査/ 検討		賛成	倉田 亨
										可 都市計画部局等の参加の試みは重要である。	尾藤 正二郎
										提言の主旨に沿った取り組みとして評価できると思います。治水において、まず個人の自覚を促した点、重要と考えます。	細川 ゆう子
										可 流域全体への広報・宣伝が不可欠である。	米山 俊直
										光ファイバー網をつかった堤防診断技術の開発はできないか。	池淵 周一
										「日頃から備える」：検討で可。とくに、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは高く評価できる。従来、後追いに終始していたのを改め、土地利用自体を河川の側から調整することについて、いっそう主体的・主導的・積極的に進めることが、とくに重要である。	川那部 浩哉
										全国的にみても高齢化した水防団員の減少が問題であり、維持管理を含めた災害時における動員定員の確保、補充要員の確保のためにも河川レンジャー、各地の新しい流域センターを通して、若い層への働きかけ。例えば、スポーツグループ、青年団、婦人部、高校、大学、地域への働きかけが必要。十三での淀川水フォーラム的な存在にして平常の人の接触が必要である。	小竹 武
										「賛成」ただし自治体のハザードマップ作成のために必要なよりきめ細かい情報の提供が必要。たとえば予想される破堤・越水ポイント、その地点からの堤内地への浸水速度まで入ったハザードマップが必要ではないでしょうか？	畚野 剛
										1. 今後の普及・啓発・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。	本多 孝
										1. 自分で守るというのは住民一人一人に意識を持たせることと思うが、具体的な方策はなにか。 2. 住民に関する記述が少ないと思うがどうか。 治水-1～治水-4において、水俣の土砂災害の反省はないか…行政の警報・避難勧告がない状態で、消防団員が自主的に行動し多数の住民の命を救ったが、本人は被災したという事実をどう受け止めているか。	榎屋 正

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									4/12地域でも少数の人しか知りません。皆がいざというときに手をかせるよう、情報提供を積極的に行なってほしい。防災備蓄庫に地域住民への説明板設置など。	山本 範子
									<p>(日頃から備える、洪水時の対応、流域で水を貯める、堤防強化策)</p> <p>第2稿2.2.1洪水の沿革にあるように、猪名川は流域の急激な開発に伴い、昭和53年に総合治水特定河川の指定を受け、現在までさまざまな流域対策を実施しているものである。今後もさらに続けられるだろうが、第2稿の「具体的な整備内容シート」にはそれらの対策が「1)~3)」の代表的な例としてあげられている。このことは、猪名川以外の管内河川でも今後はこの指定に準じた流域対策を展開しようという考えと理解してよいか。それともただ猪名川流域の施策例としてのみあげてあるのか。</p> <p>「治水」は川だけでなく流域(土地)を含めた総合的なものにしなければならない、という考え方は旧河川審議会の答申や今回の淀川水系流域委員会の提言の流れに沿ったものであり、方向として正しいと考える。ただ、これを管内の(全)河川で実施していく場合、猪名川のように「総合治水特定河川」と指定されていないとできないといった問題は発生しないか。そもそもこの指定は法的に財政的な援助を受けられるとか沿川自治体に何らかの義務が生じるとか、どのような内容か。</p>	尾藤 正二郎
									<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の情報の確実な伝達・操作をどう担保するか ・情報伝達システム・機器操作制御システムの信頼度確保は、そのための構成は ・24時間集中管理の体制はどうするのか。勤務・情報伝達・緊急時の召集など ・光ファイバーの設置はどこまで進んでいるか ・光ファイバーで送る情報の内容は ・光ファイバーのルートは1本だけか、二重化などは考えられているか 	榎屋 正

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>5/8によれば、関係自治体、防災関係機関、地下街管理者などは協議会メンバーであり、河川管理者からの働きかけにより、洪水の危険性を正しく認識できるので、河川管理者と一体となって洪水の危険性を正しく認識できるので、河川管理者と一体となって洪水の危険性を多角的な視点から住民に啓発できるようになる。</p> <p>さらに同5/8によれば、協議会メンバー、特に都市計画部局においては、浸水被害の可能性のある場所が提示されることで開発しようとする意思が抑制される効果が期待できる。その結果乱開発がなくなる、とあります。</p> <p>これらの協議会設置によって期待される効果は、理念の転換による流域対応を行っていく柱になるものです。設置されるだけでは個票各所にみられるフローチャートの で示されるような住民への働きかけの実効は従来とそれほど変わらないのではないかと。</p> <p>住民への情報公開・情報提供を行い、流域対応への理解を深めるための伝達手段としては再々申し上げるまでもないことですが：</p> <p>1 マスコミ・インターネット・携帯電話なども利用したより効果的な情報公開・情報提供を行う。また情報伝達方法が複数化していることによる、今の時代に適うより効果的方法の検討。</p> <p>2 くちコミ・ローテク・地域住民の網の目の連携</p> <p>8/8にいわれる、住民の洪水に対して安全で安心なまちづくりへの参画、を促すには、協議会の中身、波及効果の矢印の中身に住民の存在が希薄であるように思います。</p>	山本 範子
(治水-3)	治水-3	5.3.1 洪水	みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	淀川水系	全	-	検討・調査/実施		賛成	倉田 亨
									可 連動する防災効果の意識を共有する。	尾藤 正二郎
									提言の主旨に沿った取り組みとして評価できると思います。	細川 ゆう子
									可 猪名川の”総合治水特定河川指定”をモデルにして、全流域に及ぼす。	米山 俊直
									都市型水害シミュレーションモデルの開発が必須か。	池淵 周一
									「洪水時の対応」：実施かつ検討で可。なお、緊急事態において、行政の判断・警告・命令などを住民が受け入れるためには、日頃からの信頼等が重要であることに鑑み、住民と行政との関係を現状とは格別に進めるための手段を、模索的なものを含めて探索することが、とくに重要である。	川那部 浩哉

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>全国的にみても高齢化した水防団員の減少が問題であり、維持管理を含めた災害時における動員定員の確保、補充要員の確保のためにも河川レンジャー、各地の新しい流域センターを通して、若い層への働きかけ。例えば、スポーツグループ、青年団、婦人部、高校、大学、地域への働きかけが必要。十三での淀川水フォーラム的な存在にして平常の人の接触が必要である。</p> <p>各地域での対応能力に差がある。時代的变化について行けるとも思えない。平素からの意識を含めた準備、訓練、官民一体の連携が必要である。同時広範囲の場合、道路、鉄道が止まった場合。送電が止まる場合の人的要員の動員力には問題があり、交代要員、非常物資の集積、配布、他地区からの動員、応援は困難である。場所と人員の配置に配慮が必要である。医療関係でも、過去の歴史に教訓がある。学校施設の避難所としての場所の確保。教育をつづけるための各教室への開放が問題であり、学校施設の利用範囲を制限し、公的だけでなく民間の施設利用、許可を得ておく等平素からのハザードマップの作成が必要である。</p> <p>災害に備えて、衛生管理、消毒、防疫、病院のレントゲン装置、手術室等の浸水に配慮した設置場所の高さ、非常電源のための自家発電の燃料タンクの備蓄量を知っておく等の必要がある。</p> <p>例)十三市民病院が阪神大震災の際に、病院が無傷なのに3日間動けなかったのは、人災と交通事情が関連したことである。台風、高潮、地震、水害、それぞれのライフライン、電気、瓦斯、水道の復旧の違いを地域別に知っておく必要と、平素の訓練が必要である。</p>	小竹 武
									「実施可」ただし内水被害の防止には排水ポンプだけに頼ることなく、公私のいろいろな貯留施設の建設・維持の担保などに努力することに留意された。	畚野 剛
									1. 今後の普及・啓発・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。	本多 孝
									<p>1. 住民へ水防警報は知らせないのか</p> <p>2. 住民には、どういう風に情報提供するのか。伝える内容は住む場所と時間の推移によって変わってくると思うがどう考えているのか</p> <p>治水-1～治水-4において、水俣の土砂災害の反省はないか...行政の警報・避難勧告がない状態で、消防団員が自主的に行動し多数の住民の命を救ったが、本人は被災したという事実をどう受け止めているか。</p>	榎屋 正

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>各地域での対応能力に差がある。時代的变化について行けるとも思えない。平素からの意識を含めた準備、訓練、官民一体の連携が必要である。同時広範囲の場合、道路、鉄道が止まった場合。送電が止まる場合の人的要員の動員力には問題があり、交代要員、非常物資の集積、配布、他地区からの動員、応援は困難である。場所と人員の配置に配慮が必要である。医療関係でも、過去の歴史に教訓がある。学校施設の避難所としての場所の確保。教育をつづけるための各教室への開放が問題であり、学校施設の利用範囲を制限し、公的だけでなく民間の施設利用、許可を得ておく等平素からのハザードマップの作成が必要である。</p> <p>災害に備えて、衛生管理、消毒、防疫、病院のレントゲン装置、手術室等の浸水に配慮した設置場所の高さ、非常電源のための自家発電の燃料タンクの備蓄量を知っておく等の必要がある。</p> <p>例) 十三市民病院が阪神大震災の際に、病院が無傷なのに3日間動けなかったのは、人災と交通事情が関連したことである。台風、高潮、地震、水害、それぞれのライフライン、電気、瓦斯、水道の復旧の違いを地域別に知っておく必要と、平素の訓練が必要である。</p>	小竹 武
									<p>2)洪水時の対応」のマスメディア等への洪水情報提供で「協議会(設置)により各組織の情報を一元化して発信することができる」とされているが、ある情報を関係自治体、河川事務所、マスメディアに提供する場合、具体的にはだれがどのようにその提供を決め実施するのか。</p> <p>7/8、同8/8のフローチャートでは水防警報、洪水予報、避難誘導體制の発表、情報提供の流れに協議会の名前は無い。前問のシート治水-3の6/8によると、これまで自治体、河川管理者、防災機関等による住民、マスメディアへの情報提供はそれぞれ別個に行われて錯綜し、横の連携がないのでお互いにどんな情報を提供するのか(したのか)分からなかった。そこで、協議会を設置して一元化すれば発信は一本化されるのでそのようなことはなくなる、ということのようだが、しかし、協議会には実体としての現場があるわけではないので、実際の作業はこれまでと同じになると思われるがどうか。</p>	尾藤 正二郎
									<p>(排水機場の運転調整について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状はどうなっているか、問題点は何か ・調整協議会の体制 	榎屋 正
(治水-4)	治水-4	5.3.1 洪水	地域で守る(街づくり、地域整備)	淀川水系	全	-	調査/ 検討		大賛成	倉田 亨
									可「総合治水」をやる、ということを徹底する。	尾藤 正二郎

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									「賛成」実現化されるよう努力されることを期待。	畚野 剛
									提言の主旨に沿った取り組みとして評価できると思います。	細川 ゆう子
									可 猪名川の“総合治水特定河川指定”をモデルにして、全流域に及ぼす。	米山 俊直
									あらかじめ至近に洪水避難ビルを指定しておき、避難場所に指定 猪名川は総合治水特定河川に指定されているが、さらに都市型水害特定河川にして関連自治体の規制強化の権限付与を。	池淵 周一
									「流域で水を貯める」：検討で可。猪名川について先ず進めることに異存はないが、他の河川地域についても、必要に応じて積極的に検討することが、とくに重要である。	川那部 浩哉
									<p>全国的にみても高齢化した水防団員の減少が問題であり、維持管理を含めた災害時における動員定員の確保、補充要員の確保のためにも河川レンジャー、各地の新しい流域センターを通して、若い層への働きかけ。例えば、スポーツグループ、青年団、婦人部、高校、大学、地域への働きかけが必要。十三での淀川水フォーラム的な存在にして平常の人の接触が必要である。</p> <p>各地域での対応能力に差がある。時代的变化について行けるとも思えない。平素からの意識を含めた準備、訓練、官民一体の連携が必要である。</p> <p>同時広範囲の場合、道路、鉄道が止まった場合。送電が止まる場合の人的要員の動員力には問題があり、交代要員、非常物資の集積、配布、他地区からの動員、応援は困難である。場所と人員の配置に配慮が必要である。</p> <p>医療関係でも、過去の歴史に教訓がある。学校施設の避難所としての場所の確保。教育をつづけるための各教室への開放が問題であり、学校施設の利用範囲を制限し、公的だけでなく民間の施設利用、許可を得ておく等平素からのハザードマップの作成が必要である。</p> <p>災害に備えて、衛生管理、消毒、防疫、病院のレントゲン装置、手術室等の浸水に配慮した設置場所の高さ、非常電源のための自家発電の燃料タンクの備蓄量を知っておく等の必要がある。</p> <p>例)十三市民病院が阪神大震災の際に、病院が無傷なのに3日間動けなかったのは、人災と交通事情が関連したことである。台風、高潮、地震、水害、それぞれのライフライン、電気、瓦斯、水道の復旧の違いを地域別に知っておく必要と、平素の訓練が必要である。</p>	小竹 武
									1. 今後の普及・啓発・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。	本多 孝

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									治水-1～治水-4において、水俣の土砂災害の反省はないか…行政の警報・避難勧告がない状態で、消防団員が自主的に行動し多数の住民の命を救ったが、本人は被災したという事実をどう受け止めているか。	榎屋 正
									2/8 3/8など情報を広く理解されるよう、協議会等早急に考えていただきたい。土地利用の規制・誘導が望まれます。検討支援に賛成します。	山本 範子
									<p>(日頃から備える、洪水時の対応、流域で水を貯める、堤防強化策)</p> <p>第2稿2.2.1洪水の沿革にあるように、猪名川は流域の急激な開発に伴い、昭和53年に総合治水特定河川の指定を受け、現在までさまざまな流域対策を実施しているものである。今後さらに続けられるだろうが、第2稿の「具体的な整備内容シート」にはそれらの対策が「1～3」の代表的な例としてあげられている。このことは、猪名川以外の管内河川でも今後はこの指定に準じた流域対策を展開しようという考えと理解してよいか。それとまた猪名川流域の施策例としてのみあげてあるのか。</p> <p>「治水」は川だけでなく流域(土地)を含めた総合的なものにしなければならない、という考え方は旧河川審議会の答申や今回の淀川水系流域委員会の提言の流れに沿ったものであり、方向として正しいと考える。ただ、これを管内の(全)河川で実施していく場合、猪名川のように「総合治水特定河川」と指定されていなければいけないといった問題は発生しないか。そもそもこの指定は法的に財政的な援助を受けられるとか沿川自治体に何らかの義務が生じるとか、どのような内容か。</p>	尾藤 正二郎
									猪名川では、堤防ぎりぎりにまで宅地化が進み、堤防の強化も難しい現状です。流域でできる限り水を貯める対策が急がれます。猪名川の場合都市化が進む一方で、農地や溜池が現存する。これらの保存を急いでほしい。流域の農地は、高齢の所有者が体力の限界で、耕作放棄される場所も増えている。また所有者がなくなった場合、後継者は、まったく耕作ができず生産緑地としての税制の優遇を受けられないため、手放さざるを得なくなる。所有者自身が耕作しなくても、農地が維持できるように考えてほしい。溜池用水路も、地域で支えるシステムを考えないと、所有者だけでは維持管理ができず手放すのを止められない。	細川 ゆう子

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
										下記各項について、場所、機能、容量などはどうなっているか。具体的に示してほしい ・公共施設地下貯留機能施設機能の担保 ・民間管理施設の貯留機能の担保 ・既設調整池の機能の回復	榎屋 正
(治水-9)	治水-9	5.3.1	洪水	堤防補強	淀川	全	-	検討/ 試行・委 員会/ 実施		可 将来のまちづくりも視野に入れる。	尾藤 正二郎
										可 技術的に最新の工法を効率的に用いること。	米山 俊直
										具体的な現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか。この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくる。	池淵 周一
										堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようスロープ付きの材料を使用して横断方向の生物移動を保証すべきである。	川上 聡
										補強の方法・コストの検討がなされて順次に実施を考えるしかない。(事業詳細不明は判断不能)	倉田 亨
										堤防補強を行うとともに、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	谷田 一三

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>堤防補強については、要望があります。地元では、2キロ弱の区間を、土道で保存するように、要望を続けています。うわさは口コミで広がり、ウォーキングをする人が日に数百人こられます。早朝からバスに乗って歩きに来る人もいます。「川風に吹かれながら景色を楽しみながら歩けるのがいい。」と歩いている方は言います。一方で、車が通らず、信号がないのが便利なので、通勤通学のために自転車に乗る人もいて、そういう利用の人は、舗装を望む声もあります。また、堤防間近に住む人の中には、「土ぼこりがするので、舗装してほしい。」と考えている人もいます。犬の散歩に来る人も多いため、フンを持ち帰らない人が多いのが、問題になっています。保育園の先生は、斜面で「子ども達が花をつんだり、野草をつんだりするのに、フンが多くて困る。」と嘆いています。堤防には、地域によって、さまざまな利用が求められています。私は、堤防の上ぐらい、歩くために使ってもいいのではないかと考えています。高齢化が進むこれからを考えれば、高齢者が車に怯えず歩けるのは、公園が堤防しかなくなってしまいます。少し道幅が取れると、舗装して車を通してしまふのは、やめてほしいです。また、桜堤に限らず、地域の住民の自主判断で、治水上影響のない程度に低木や、多年草を植えることができれば、ずいぶん堤防の環境や景観を変えられるのと思います。たとえば、萩のように、古代から日本人に親しまれてきた植物、昆虫の食草になったり、キイチゴのように、実をつける植物です。それらを道から少し入ったところに植えれば、犬がフンをしに入るのを防ぎ、斜面の野草をフン害から守れます。また、土ぼこりも軽減できます。このような夢は、それぞれ地元の方が持っているでしょう。堤防は、洪水から地域を守る大切な施設であることはもちろんですが、住民にとっては、毎日暮らす生活の一部なのです。また猪名川の場合はたいした問題にはならないでしょうが、堤防の斜面に希少種が存在する場合もあるでしょう。緩傾斜化は進めてほしいですが、覆土は、環境破壊につながる場合があることを考慮してください。治水上、危険を増大させない限り、地域の希望に配慮した、多様な堤防作りを希望します。</p>	細川 ゆう子
									<p>「治水-9～治水-14」について 1. 実施内容はいつ決まるのか。 2. 実施内容は場所に拘わらず同じか、堤防の材質によって違うのではないか 3. 実施の優先順位はどうなっているか、同じ区間でも優先すべきところとそうでないところがある筈 4. 上記各項をもとに、全体の計画を明確にして示して欲しい</p>	榎屋 正
									全体の概要説明が必要	和田 英太郎

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
										・対策効果のモニタリングとは具体的に何か？浸透量を計測したりするのか。これは、堤防の安全度診断方法と対のはず。また、モニタリングをするためには、項目によっては現状のデータが必要になるので注意すること。	江頭 進治
										スーパー堤防と堤防補強の使い分けがよくわからない。予算的制約があるならスーパー堤防計画をとりやめて堤防補強を速やかにすすめるほうがのぞましい場合がないか気になる。また堤防補強に上野遊水地周辺等の狭窄部上流がまったくあがっていないことも気になる。	原田 泰志
										対策効果のモニタリングとは具体的に何か？浸透量を計測したりするのか。堤防の安全度診断方法と対のはず。(別の委員会で検討中のようなのでここでの記述は不要だが)	水山 高久
										全体の概要説明が必要	和田 英太郎
(治水-35)	治水-37	5.3.3	地震・津波	河川管理施設の耐震点検	淀川水系	全	-	検討		賛成	倉田 亨
										可	尾藤 正二郎
										可 緊急性あり	米山 俊直
										修正；予想される地震の発生確率から考えて、平成18年度まで検討というスケジュールで良いのか？15年度に耐震点検を実施し補強策を検討、16年度から即実施というスケジュールの変更は不可能なのかどうか検討していただきたい。	田中 哲夫
										速やかに検討し、実施する方向で進めるべし。	江頭 進治
(利水-1)	利水-1	5.4.	利水	利水者の水需要の精査確認	-	全	-	水需要の精査確認 / 水需要の精査確認(水利権審査)		賛成	倉田 亨
										賛成。水需要の抑制は今後の河川整備計画の大きな要素となりますが、その前提として利水者の水需要についての精査が不可欠です。	田村 悦一
										可 十分な精査を期待します。	西野 麻知子
										可	仁連 孝昭

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									OK	水山 高久
									可 重要	米山 俊直
									「利水者の水需要の精査確認」:実施で可。但し、利水者のいう水需要が過大であった過去の実績に鑑み、利水者の出す数字を確認するために、近畿地方整備局として独自に調査を行う必要があり、そのための検討を進めること、また、比較的短期間ならば水不足や渇水が起るのはむしろ当然として許容できるかたちの需要量を考えること、などがとくに重要である。	川那部 浩哉
									水需要の精査確認(水利権審査)、水需要の精査確認(計画中ダムの利水容量)両者の精査確認の内容の違いは(2/4の基本的視点にてらして)	池淵 周一
									利水者の水需要の精査確認 可 利水者の水需要を精査確認した資料が出ないことには、全体についての正しい判断ができない。 早急な精査確認の提示を。 基本的な視点の1.で「妥当性」の言葉が使われているが、「社会的合意」に変更すべきである。また、2.では「水需要抑制策」があげられているが、「再利用、節水、雨水利用など」の努力評価が必要。この部分は、水利権審査の時も審査項目とされたい。	寺川 庄蔵
									コメント:それぞれの利水者がどのような条件がみたされれば需要量を削減するか(できるか)、等、水需要管理にむけて必要な情報を十分に得るような精査確認を行うべき。現在の記述ではそのような意図がよみとれない。	原田 泰志
									「審査時期の変更」: 大口の水道用水については水利権更新時期を前倒しにして、水利権審査を行えないか? 理由:ダム建設の可否の判断のために大きな影響を及ぼす要素であり、まず大枠を把握することが不可避と考えます。	畚野 剛
									水需要の精査の方法は、ずいぶん具体化しましたが、節水の努力についても審査しないと、水使用量が妥当かどうかを吟味するだけでは、効果が薄いのではないのでしょうか。	細川 ゆう子

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>利水者の水需要の確認 位置図と右の水利権許可件数の説明が一致していない。(何の位置図か?) スケジュール 水利権更新時の精査確認ではない。緑の矢印をH15ぐらいの長さに。 精査確認の基本的な視点はこれまでの更新審査と同じではないのか。利水管理の体制の変革を明確に 整備効果と提案理由が同じ内容になっている。 水利権の公表、「水利権の見直しと用途間転用」は新規水源開発の必要性を審査する重要な課題を持っている。それを記述しないといけない。 利水の再配分計画が適切に行うことができる?(どのような手法が考えられるか) 河川環境の維持保全に寄与?(どのような手法が考えられるか) 「透明性」非常に大事なことです、是非お願いしたい。</p>	荻野 芳彦
									<p>丹生ダム計画の調査・検討4)について 「利水について水需要の精査」というが、ダム設置の主目的が「琵琶湖水位低下抑制」であり、他の利水・治水目的でないで、今後数十年に亘っての「湖面水位低下抑制」を果たすようにする付帯条件(例えば他の利用についてはどれだけの制限をする等)の精査をするべきで、他の水需要の発生は、場合によっては全て抑制してかかることも辞さない姿勢であってもよい筈で、そうしたことを明確にしておくべきであろう。</p>	倉田 亨
									<p>利水者の水需要を精査確認した資料が出ないことには、全体についての正しい判断ができない。 早急な精査確認の提示を。 第2稿全体を通じていえるのは、「少雨化傾向で湧水が頻発しており、新たな水資源をつくるか、転用などしないとこれからは心配だ。」が基本的な考え方であるが、その湧水実態がよくわからないこと、新たに水を生み出す以外に方法がないような従来の発想で検討されている。提言では、いかに水を使わないようにしていくか、あるいは再利用や雨水利用などでまかなうように示している。湧水対策について根本的な見直しをしてほしい。</p>	寺川 庄蔵
									<p>水需要の精査は、水需要管理に必要な情報を収集することを目的とする。</p>	原田 泰志
									<p>精査・確認の基本的な視点の4 「治水上・公益上」に「環境上」も入れるべきではないでしょうか。</p>	細川 ゆう子

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(利水-2)	利水-2	5.4.	利水	水利権の見直しと 用途間転用	-	全	-	用途間 転用の 調整/ 農業用 水の慣 行水利 権の許 可水利 化につ いて		賛成	倉田 亨
										可 重要	米山 俊直
										「異議あり」一庫ダムに依存している川西市にダム稼働以前から居住しているが、すくなくとも個人利用という範疇では、若干の節水で「取水制限」に対応出来ており、「全量補給が出来ないこと＝濁水＝実力評価の基準」というのは悲観的判断に偏っているのではなかろうか？	畚野 剛
										「水利権の見直しと用途間転用」：実施で可。但し、「余っている」ものを転用するというにとどまらず、既存の水利権がどこまで削れるかを目標にして検討・実施を進めることが、とくに重要である。	川那部 浩哉
										水利権の見直しと用途間転用 可 水利権の見直しと用途間転用については、意見書の指摘に基づき積極的にすすめて欲しい。しかし、利水安全度評価については、正確な評価とはいえないところがあり慎重に再検討すべきである。	寺川 庄蔵
										農業用水の精査については、用水路の維持管理の負担を軽減することもあわせて対策すれば、地域の共有財産としていくことをメリットと受け取ってもらいやすいのではないのでしょうか。決して権利を奪うものではないことを理解してもらえよう、信頼関係を築く努力が必要だと思います。	細川 ゆう子
										各利水者の安全度にアンバランスとは。農業用水の水利権見直しにおいて地域の水環境に関する要望に配慮とは。用途間転用は以下の3つの工水だけか。農政との連携・強調からさらに協議の段階に踏み込むべきでは。20～30%程度の実力低下の意味するものは、工水から上水への転用が琵琶湖水位操作に与える影響はないか。	池淵 周一

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>水利権の見直しと用途間転用</p> <p>各利水者で安全度にアンバランス、が不明です。利水安全度は河川湧水流量を基準に政策的に設定された基準値であって、利水者ごとに割り当てられたものではない。</p> <p>湧水の危険度の増大は、キチンと説明責任を果たしてからでないところには書けないのではないのでしょうか。</p> <p>この位置図前ページにも出てきます。工夫して、右の記述の説明と整合性が必要</p> <p>利水安全度の評価の図がありますが、提言ではフルプランの検討をお願いしている。フルプランの妥当性が確認できてから具体的整備案入るべきではないか</p> <p>用途間転用調整の基本的な考え方における近年の実力評価の意味合いが理解されていません。</p> <p>不足しているのが上水、余裕があるのが工水との図式ですが、上水でも余裕のある利水者の存在が明らかになった。</p> <p>慣行水利権をなぜ許可水利権に切り替えることが必要かを水利権者にわかりやすく説明する文言を入れてください。</p> <p>慣行水利権の実態把握は重要な課題です。是非進めて下さい。</p>	荻野 芳彦
									<p>農業用水の水需要の精査確認、さらに水利権の見直しを本気でやるなら、近年の湧水傾向や利水安全度など、取るに足りない問題になると思います。地元では、農家が少なくなり、水路の維持管理ができなくなり、猪名川からの水利権を放棄してしまったと聞いている。現在残っている農家は、代わりに浄水場からのポンプアップで用水を確保している。農家の減少が深刻な地域では、そういう選択もある。</p> <p>気がかりなのは、高齢で耕作を続けるのが困難な人ほど、農業に頼らなくてはならない。都市の用水路の、生活廃水などによる汚染もひどい。これからの利水は、量より質を心配すべきだと思います。農業用水については、用水路の水の汚染の現状への視点も必要ではないのでしょうか。そういう問題への対策とあわせてなら、慣行水利権の見直しにも応じてもらいやすいのでは？というのは甘いかな。</p>	細川 ゆう子

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(利水-4)	利水-4	5.4.	利水	渇水対策会議の改正を調整	-	全	-	渇水会議定例化/水利用を考える場/連携		水需要管理協議会を設置することは参加メンバー、協議事項とあわせ評価したい。調整が必要と思われるが新しい協議会への移行を進められたい。協議会においては利水関連の情報が一元管理されていることが望まれる。	池淵 周一
										賛成	倉田 亨
										賛成。<理由>現実的で実現可能な方策の代表的なもののひとつ	塚本 明正
										「賛成」きめ細かい対応と速やかな情報公開に期待。	畚野 剛
										渇水時の調整に、投資額に見合った配分をするというのは、やめてほしい。とても危険な考え方だと思います。個人的には、水資源開発をするより、節水対策をした方が、経済性は高いと思いますが。	細川 ゆう子
										可	米山 俊直
										渇水対策会議は統合的に水需要を管理する組織として「淀川水系水需要管理協議会」とし、その参加メンバーとして「有識者」が掲げられているが、これには市民団体、地域(住民)組織など(3名程度)が加わるべきである。(学識者、有識者を除く他のメンバーは行政ばかりで行政の比重が大きすぎる。)	川上 聡
										「渇水対策会議の改正を調整」:実施かつ検討で可。 C「日頃から節水し、渇水に備える」:洪水に日頃から備えることと同様に、利水についても「日頃から節水し、渇水に備える」ための検討を行うことが重要である。上記のような、「対策会議の改正」程度では、物事はあまり進まないと考え。	川那部 浩哉
										1. 住民部会を設け、住民参加を主体に住民への普及啓発も含めたアクションプログラムも検討し、この部会は検討する部会だけでなく検討後は、その推進・普及を主体的におこなう活動団体に発展していくことも展望し、後のフォローアップ体制も検討する。このことにより、常に住民が節水についての危機意識を持てるようにしていくとともに水を大切に、節水するライフスタイルに転換していく活動をおこなう。 2. 今後の普及・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。	本多 孝

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<p>渇水対策会議の改正を調整 ・河川整備方針の「水需要の抑制」は可 しかし、 ・現状の課題の記述で「一方、近年の少雨化傾向……また、琵琶湖においても平成5年以降の10年間で、-90cm以下となる水位低下が3回発生している。」としているが、琵琶湖総合開発に伴う水位操作が関係しており、正確な記述とはいえない。 ・新協議会に住民と住民団体代表の参加が必要。また、国の機関として環境省を加えるべきである。 ・提案理由の「安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討し、……」は好ましくない。</p>	寺川 庄蔵
									<p>渇水対策協議会 水融通の制度的確立を中心に記述して下さい 水融通のルールを検討して公表して下さい。 水需要抑制を考える場、は大切な業務です。どのように具体化するかを指針で示して下さい。 住民参加との関係で協議会のメンバー等の検討が必要です。住民参加部会でも検討されていることであるから、是非そちらとの関係・連携をとって下さい。</p>	荻野 芳彦
									<p>何のための水需要抑制なのか、もっと明確にしてほしい。海洋の自浄能力が急速に失われ、汚染が深刻になっている。二酸化炭素の規制のように、世界規模で取り組まなくてはならなくなる日は遠くない。人が利用する水だけを浄水して使うのではなく、河川、海洋に流す水すべての水質を改善しなければならなくなる。そうなれば、汚染された水を希釈せず、その汚染にあわせて、水質を改善するほうが効率はいい。農薬の総量規制までは、環境の方でも書かれていないが、利水上急がれる対策ではないのか。水質の問題は、環境任せでなく、利水でも対策すべきこと。さらに、環境の時代の利水は、あらゆる方法で水需要を抑制し、河川、海洋に汚染物質を流さない最大限の努力が必要だと思います。この項目について、もっと具体的な内容が盛り込まれるのを期待します。</p>	細川 ゆう子
(利用-6)	利用-6	5.5.2 河川敷	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)	全	-	調整		賛成	倉田 亨
									可 促進の要あり	米山 俊直

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									単独での実施は不可。この原案では行政による河川管理の強化となる。平行して、利用者同士でのルールづくりを進めるための会の実施あるいはサポートが条件。さもなくば利用者間の軋轢を助長する一方である。	村上 悟
									構成メンバーに住民代表(直接的な利用者、又は関係者でない住民)を入れなければ設置の意味がない。設置の必要なし。	渡辺 賢二
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									a この委員会は、河川の保全の見地から、河川の利用のありかたを論議するものであるところから、名称は「河川保全委員会」が適切ではないかと考えます。 b 委員会の構成は、学識者と沿川自治体であり、地域住民の参画方法としては「委員会で見識を取り集める」とされています。関係住民が「利用者ないし利用者団体」となることを避けるためかとも思われますが、具体的な利用者や関係者ではない「公益の担い手」としての沿川住民が委員会の構成員としてその座を占めることも必要ではないかと思えます。「公益の担い手」としての沿川自治体よりも、当該河川の利用保全についてより密着した意見を述べるができるからです。 異議あり。 1. 本来、この委員会は、河川保全の見地から、利用の適正化をはかるためのものであるから、名称は「河川保全委員会」が適切である。 2. 委員会の構成は、学識経験者や沿川自治体のみでなく、流域住民代表(利用者や直接の利害関係者ではなく)も加えたほうがよい。	田村 悦一
									河川名:全河川(直轄管理区間)に「直轄外淀川水系準用河川」を追加する	塚本 明正
									河川保全利用委員会(仮称) 可 この委員会についても、住民参加を明確にしておくべきである。 縮小方向は賛成。	寺川 庄蔵
									猪名川のような高水敷利用の進んだ河川においては、占用施設の新設、更新の基準を他の河川よりきびしくすべきである。	服部 保
									意見: 猪名川についての現状は適正な利用の限界を超えているのではないかと。利用抑制の目標値の設定を「追加」していただきたい。	畚野 剛

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									高水敷利用について、現状を踏まえて、公正な判断の場が必要だということに、賛成します。ただこの組織の権限などについては、わからない部分があります。グラウンドなどを、堤内地に戻すためには、かわりの場所の確保が必要ですが、そういう問題の調整にも、踏み込める組織なのでしょうか。また、グラウンド使用者の中には、環境教育にも一定の取り組みをされている団体もあれば、子どもから使用料を取って収入を得ている団体もあると聞きます。使用の実態を正確かつ公正に調査し、判断基準とすることも必要と思われる。	細川 ゆう子
									1. 住民対話集会の役割を位置づけてください。 2. 将来グラウンドなどの利用を縮小するに当たって、環境教育や川を元に戻すことの意味を現場のフィールドワークから理解していただけるような取り組みに河川レンジャーが果たせる役割があるか、連携できることがあるか検討する。	本多 孝
									1. 地域毎の河川保全利用委員会の委員構成を示して欲しい 2. 地域毎の占用施設の内訳 3. 住民から意見を聴きくとしており、また、委員会で示す意見聴取方法によるとしているが、内容が決まれば示して欲しい 4. 今後の審議のスケジュール	榎屋 正
									占用権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要。積極的に促進するべき河川の利用を援ける。(施設づくり、利用をたすけるヒントの広報、人づくり...) 利用希望の利害調整だけでなく、目ざしている河川環境についての理解を深めあう場としてほしい 河川保全利用委員会(仮称)	山本 範子
									代替地が必要。	和田 英太郎
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									この委員会は、河川保全の見地から利用の適正化を図るものである。以下の2点に異論がある。 委員会の名称は「河川保全委員会」とすべきである 委員会の構成は、学識経験者・沿川自治体のみでなく、流域住民代表(利用住民、直接の利害関係住民ではなく)も参加すべきである	田村 悦一

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									5.3.1(1)でも述べたが、既に地域にある組織(特に地域住民主体の)をEncourageすべし。新たな組織をつくることは(しかも官製のにおいのする)地域に混乱をおこすと肝に銘ずべし。	藤井 絢子
									(印象) 学識経験者と自治体からなる委員会から意見を聞いても、最終的に河川管理者が決定をするという点で、住民主体の河川管理の理念からはほど遠い。また、ほかにさまざまな委員会が成立する予定であるが、委員会が増えることは、河川管理のしくみを複雑にし、住民の理解や参加を阻害することになることに十分留意されたい。 (意見) ・河川保全利用委員会の設置は必ずしも必要ないとする。意見照会であれば流域委員会で対応が可能であると考える。むしろ、このような問題については、委員会に諮問するのではなく、関係者が一同に会して建設的な問題解決を目指す円卓会議の開催を検討されたい。出席者としては、河川管理者や沿川自治体に加え、利害関係者および関心のある住民を想定する。この場で利害関係者同士が調整を行う中で、住民の中に管理主体意識が発生すると思われる。 ・滋賀県が行ってきた淡海の川づくり会議の蓄積(経験、組織)の活用を検討を求める。 ・瀬田川においては、もし「河川保全利用委員会」を設置する場合、「瀬田川水辺利用協議会」の議論と関連する討議内容が生じたときには相互に情報共有を行う。	村上 悟
									代替地が必要。	和田 英太郎
									構成メンバーに住民代表者を入れることへの検討	渡辺 賢二
(利用-7)	利用-7	5.5.2 河川敷	違法行為の対策	淀川水系各河川	全	-	実施		賛成	倉田 亨
									可	米山 俊直
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									「検討でなく、早期に確実に実施すべきである」 なお、琵琶湖の湖岸や砂浜の不法占拠や不法利用、湖岸と道路の間に建設された住宅は、本来、誰もが琵琶湖で魚を採ったり、水泳や水遊びをしたり、ふるさとの風景を眺めたりできる権利を奪ってしまっていることになり、また琵琶湖を私物化していることでもある。この琵琶湖の湖辺の適正利用や違法行為の是正も早期に実施すべきである。	小林 圭介
									1. 違法行為の実態、内容と場所など 2. 是正スケジュールが決まれば示して欲しい	榎屋 正
									2/4是正の優先順位について、長らく説得に応じないなど既成事実化されている違法行為についてさらに放置することになりかねないので、文言を改める。 例: 常態化・常習化している 違法行為については今後厳しく是正してゆく。	山本 範子
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。 府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									河川保全利用委員会の活用を検討	渡辺 賢二
(利用-8)	利用-8	5.5.2 河川敷	ホームレス対策	淀川水系各河川	全	-	関係機 関協議 / 対策 を推進		可 促進の要あり	米山 俊直
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。 府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									1. 「地方自治体と一体となって」と記されているが各地方自治体との連携の内容 2. 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」では、国は財政上他必要な措置を講ずるとあるがその内容 3. 淀川水系584人の各自治体毎の人数 4. 平成15年度中に策定予定の「実施計画」の内容	榎屋 正
									ホームレスも堤外に住むのは危険であることを広報すべきです。高水敷などが安全であるという認識を変えていかないといけない。	山本 範子

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
										全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
										河川保全利用委員会の活用を検討	渡辺 賢二
(利用-9)	利用-9	5.5.2	河川敷	迷惑行為の対策	淀川水系各 河川	全	-	実施		賛成	倉田 亨
										賛成。計画の適切な早期実施を望みます。	田村 悦一
										可	米山 俊直
										全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
										実効性の確保をどうするのか記載すべきである。	小林 圭介
										1. 住民への啓発、看板・印刷物内容の作成、出前講座など、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
										1. 迷惑行為の内容・内訳等データがあれば示して欲しい。 2. 「日常的な啓発」「計画的な啓発」について、内容・実施計画・実施結果 3. 自治体・住民との連携の具体的な内容	榎屋 正
										全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
(利用-14)	利用-15	5.5.4	漁業	漁業	淀川水系各 河川	全	-	-		重要、賛成	倉田 亨
										可 スケジュールをつくること	米山 俊直
										河川環境を保全、再生の各施策を検討し、すみやかに実施に移すべし。	渡辺 賢二

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									可。 ただし、これまでの河川改修が水質悪化等を招き、結果として在来魚を減少させ漁業をできなくしてきた。その意味では、水質を良くし魚のすめる川に再生する責任がある。特に、琵琶湖については、管理者である滋賀県任せにすることなく、再生のための積極的な施策が省庁を超えて望まれる。具体的には、「琵琶湖淡水漁業回復委員会」(仮称)を設置し、早急に検討をおこない実施に入るべきである。スケジュールに何も記載が無いのはおかしい。	寺川 庄蔵
									A「琵琶湖における漁業の振興」:漁業者は、伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そのものは琵琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが、とくに重要である。但し、いわゆる「栽培漁業」など従来行われていた施策の中には、緊急的には必要悪として認められるものの、長期的には逆の効果をもたらしていた実績に鑑み、既成事実にとらわれることなく行うことが不可欠である。 B「琵琶湖における水面利用の規制」:かけがえのない古代湖であり、かつ極めて多くの人間がさまざまに利用する琵琶湖においては、限られた水面利用だけが許されるべきである。そのために近畿地方整備局は、主体的・主導的・積極的にそれを広く検討することが重要である。	川那部 浩哉
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									修正:漁業を持続的に存続させる為の水産資源の確保・河川環境の再生は、沿岸漁業再生の為の藻場・干潟の再生と同様、日本人の生存基盤の確保であるという認識に立って欲しい。河川敷の公園利用・水上スポーツという趣味の問題ではない。農業利水権に相当する重要性を持っている生存権の確保と捉えるべきである。河川環境再生のために行うべき施策は膨大かつ総合的なものであるが、河川利用の最初の項目に格上げしておく事項と考える。1960年代を目標とするので、保護ではなく再生を強く押し出すべき。	田中 哲夫
									1. 河川環境の改善が漁業にどれだけ役に立っているかの評価のあり方を検討する必要がある	榎屋 正
									追加:河川環境の保全に反した漁業利用の規制の可能性(関係機関へのはたらきかけを含む)を明記するべきではないか。	原田 泰志

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									表現の一部に「異議あり」：「…結果として、水産資源の保護につなげる。」は今までの考え方のように受け止められます。水産資源に限定されるのではなく、「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことが目標であるべきと考えます。作業部会で論議のうえ「改訂」していただきたい。	畚野 剛
									別紙参照 コメント4	倉田 亨
									全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。	小竹 武
									環境保全に反する漁業利用の制限の検討を明記	原田 泰志
									河川環境を保全・再生の各施策の実施	渡辺 賢二
(維持-1)	維持-1	5.6	維持管理	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系	全	-	調査/ 実施	実施可	倉田 亨
									可	米山 俊直
									可。 粗朶沈床や石組みなど伝統工法を積極的に採用すべきである。	寺川 庄蔵
									人工構築材を用いた人工護岸は人工構築材の短い年数しか保障されないのに対して、河畔林のような生きた構築材の自然護岸は一層強固なものであり、樹木の寿命である100年単位の保障が約束される。そのほか、河畔林は水質浄化機能、水道水源や湧水の水涵養機能、ふるさとの景観の醸成機能、生態回廊、優れたビオトープなど多様な機能を包含している。河畔林による堤防、護岸等の保全、修復、創出の整備方針を考えてこそ、100年先、200年先を見越した新たな河川整備である。	小林 圭介
									「賛成」留意事項：多自然型護岸について、種の多様性を保持できるようさらに改善につとめること。	畚野 剛
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
(維持-2)	維持-2	5.6	維持管理	堤防等の除草	淀川水系	全	-	実施	「賛成」留意事項：貴重種の生息地についての情報を収集し保全策を講じること。	畚野 剛
									可	米山 俊直
									可。	寺川 庄蔵

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									「草の成長度合に応じて、…」を草の成長度合、草の種類に応じて梅雨期や台風期の前の適期を選んで除草する(点検・巡視のためだけでなく、稀少種、花粉症対策として)。 望ましい堤防植生あるいは堤防植生診断基準等が必要と考えられる。	服部 保
									堤防の除草は、必要でなくなるのが望ましい。私の地元の現状では、わずか一、二月で外来種の雑草が人の背より高くなってしまっているので、最低3回できれば4回の除草が必要です。しかも苦情を言う人がいるので、数年前から野焼きをせず、刈った草を持ち帰っています。植えたい植物を植えるかわりに除草や管理を住民がある程度引き受けたり、野焼きのルールをきめたり、地域住民と連携すれば、経費を抑え、環境をよくすることが可能です。住民が堤防を行き来することが増えれば、不法投棄やホームレスの監視にもなります。	細川 ゆう子
									現地焼却されている刈草について、なるべく早期に移動式焼却車に変更あるいは堆肥に利用していただきたい。焼却については現在早朝行っておられますが、せめて前日に広報車を出されるか立て札されるかしては。	山本 範子
									堤防のみでなく河川の中の除草も考えてゆく。	和田 英太郎
									除草の手順・方法の検討や分担・チェックの機能を誰に持たせるか不明。	倉田 亨
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									堤防のみでなく河川の中の除草も考えてゆく。	和田 英太郎
(維持-4)	維持-4	5.6	維持管理	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川	全	-	実施	可 設備の更新にあたって新技術をフルに採用すべし	米山 俊直
									重要だろうが責任の所在不明、判断不能。	倉田 亨
									河川管理施設の老朽化対策の実施 河川管理施設にダムが入らないのはなぜ？堤防・護岸以外の河川管理施設として河川管理施設にダムを入れる。または、独立した管理施設と位置づけるべきである。ダムも老朽化するものである。 老朽化対策の実施 ・「…設備更新を実施する。また、不要となった施設および不適正な施設は撤去する。」	寺川 庄蔵
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									<ul style="list-style-type: none"> ・設備の機能と信頼性をどう維持していくか ・そのために、合理的にコストをかけていく補修のあり方はなにか 例えば、部分補修のタイミングと全面取替え時期などをどう判断するか ・各設備の設置時期、これまでの主な点検手入れ・保修の実績 ・点検、補修、劣化診断、経年劣化対策といった点についてマニュアルは整備されているか 	榎屋 正
(維持-6)	維持-6	5.6	維持管理	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川	全	-	実施継続	「賛成」	畚野 剛
									可	米山 俊直
									深山レーダ観測システムの記述があってもいいのでは。その更進、維持管理は。	池淵 周一
									具体的手法等詳細不明、判断不能。	倉田 亨
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
(維持-9)	維持-9	5.6	維持管理	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川	全	-	検討/実施	可	米山 俊直
									遠隔操作などのIT技術を利用した河川管理施設の管理の高度化とそれを実効あるものにするための技術開発をぜひとも検討されたい。	池淵 周一
									「賛成」 留意事項: 災害時においても安定した機能を保証するため、信頼性のテストを定期的実施するよう努めること。	畚野 剛
									集中管理とともに機械のみを信用しない。つねに人手による二段構えで対策をたてていただきたい。	山本 範子
									望ましいこと乍ら、コストが多すぎないか。再検討を。	倉田 亨
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の情報の確実な伝達・操作をどう担保するか ・情報伝達システム・機器操作制御システムの信頼度確保は、そのための構成は ・24時間集中管理の体制はどうか。勤務・情報伝達・緊急時の召集など ・津波来襲に伴う設備の操作体制 ・情報の連絡体制、設備の末端への浸透をどうするか ・情報設備の整備、設置をどこまでおこなうのか 	榎屋 正

旧シート	現シート	章項目		事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
(維持-10)	維持-10	5.6	維持管理	利用されていない 施設の撤去	淀川水系直 轄河川	全	-	実施		賛成	倉田 亨
										「検討でなく、早期に確実に実施すべきである」	小林 圭介
										賛成。河川管理上、早急に実施すべきものと思います。	田村 悦一
										可	米山 俊直
										可。	寺川 庄蔵
										流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に 対応してもらう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
										・利用されていない橋梁・閘門はどれくらいあるのか ・除却に伴って河川管理上影響ないかどうか、有効活用はできないか	榎屋 正
(維持-11)	維持-11	5.6	維持管理	改善が必要な施設 の指導	淀川水系直 轄河川	全	-	実施		賛成	倉田 亨
										賛成。河川管理上、早急に実施すべきものと思います。	田村 悦一
										可	米山 俊直
										可。	寺川 庄蔵
										流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に 対応してもらう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
										・改善必要な箇所はどこにどれだけあるのか、またその内容は ・市町村などが改善するための予算措置などはどの程度可能か、補助の必 要性は	榎屋 正
(維持-12)	維持-12	5.6	維持管理	樹木の伐採と管理	淀川水系	全	-	実施		賛成	倉田 亨
										賛成。ただ、環境面での十分な配慮を望みます。	田村 悦一
										可	米山 俊直
										極めて重要。小河川も考えてゆく。	和田 英太郎
										河道内の樹林は、水辺林・造林・高水敷林などに分けて考えねばならない。 それらの分布状況を予め調査しておく必要がある。	有馬 忠雄
										河畔林と河道内の樹木を区別して考えるべきである。特に、滋賀県の河畔林 は自然堤防の構築材として人工構造物より優れた多様な機能を果たして おり、安易に伐採したり、ゲートボール場やグラウンド等に利用することは堤防を 脆弱にしてしまう。なお、流木による橋脚部分の閉塞や堤防や護岸の損傷等 を記載しているが、滋賀県の河川の場合、流木が山地部の急傾斜地の林分 や河道内の立木から供給されることはあっても、河畔林の樹木ではない。	小林 圭介

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									河道内樹木については、樹種によって対応が異なる。外来種や本来は河道内に見られない樹種は、排除が必要かもしれない。	谷田 一三
									外来樹木(ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど)の伐採は至急行うのが望ましい。樹木の伐採時期は冬季が望ましい。	服部 保
									「実施可」:ただし河川敷を利用することで種を維持しなければならない動物の生息情報がある場合、実地調査と専門家や保護団体の意見を聴取して出来るだけ適切に対応する配慮がのぞましい。	畚野 剛
									河川管理者は、十分配慮して実施してくれると思いますが、自治体などに委託している場合方針が徹底できるのかが疑問です。また、時間が経過して、担当が替わっていく場合も同様の心配があります。単に数を降らすのではなく、樹種や野鳥などの生息状況に配慮することを今後も徹底してください。	細川 ゆう子
									1. 住民意見の聴取や環境への影響などのモニタリングなど河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
									直轄区間以外の区間(自治体管理区間)においてもこの部分の同様の主旨を徹底させる。	松本 馨
									ドイツなどでは樹木の繁った中洲も下草は刈られ、散歩ができる林のように付近住民によって手が入っているところが多いです。流下能力について心配されるところで伐採が環境上難しいところは下枝をはらう、下草は刈る、なども効果的だと思います。3/4メンテナンス・フリーをめざしてほしい。	山本 範子
									水辺林、造林、高水敷林等、それぞれの分布域を調査すべき。	有馬 忠雄
									河道内樹木の伐採の考え方について 本来河道内には樹木など障害物はないものとして断面を決めているのが通例であるが、これまではすべて伐採されて来たが近年は環境の問題を考慮して部分的伐採方式になりつつある。これも、洪水疎通の限度は樹木の規模がどの程度であれば起こりうるかを明確にした上で、その伐採量を定める必要がある。今後のトラブルの原因となりうる。	大手 桂二
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									極めて重要。小河川も考えてゆく。	和田 英太郎
(維持-13)	維持-13	5.6	維持管理	河道内堆積土砂等の管理	淀川	全	-	実施	賛成	倉田 亨
									「検討でなく、早期に確実に実施すべきである」	小林 圭介
									「実施可」 ただし隣接部(横断方向)との連続性確保に留意されたい。	畚野 剛

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									可	米山 俊直
									小河川も考えに入れる。	和田 英太郎
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									小河川も考えに入れる。	和田 英太郎
(維持-14)	維持-14	5.6	維持管理	安全利用のための 対応	淀川水系直 轄河川	全	-	実施	賛成	倉田 亨
									ぜひ促進してください。	山本 範子
									可	米山 俊直
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要) 一級河川敷の年間を通しての次世代の子供達のための理想的都市河川公園を目標として、公衆便所、各関連省庁の了解のもとにスポーツ施設を含めた多目的利用を一定の制限のもとに互いに理解し、護りあって利用出来るように、ここでも流域センター(救護施設)、河川レンジャー(としての人間関係)が必要となる。	小竹 武
									「実施可」ただし公園などで、見かけだけはもっともらしいが、障害を持つ方が実際利用される場合役に立たない頓珍漢な施設がつけられる例がある。そのようなことが起きないように十分留意検討の必要があります。	畚野 剛
									バリアフリーは、望まれることだし、地元では、真っ先に堤防に手すりをつけてもらっています。ただ、そういう発想は、公園的利用の延長にある気がして、堤防の緩傾斜化などより簡単に進められる通路の整備が優先されることを危惧します。また、車椅子は入れて、バイクを締め出すということは可能なのでしょうか。	細川 ゆう子
									1. 身障者団体などの意見を聞いて、意見を反映させる。 その際に河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
(維持-17)	維持-17	5.6	維持管理	安全利用のための 対応	淀川水系直 轄河川	全	-	関係機 関協議/ 協議会	賛成	倉田 亨
									ぜひ促進してください。	山本 範子
									可	米山 俊直

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									河川レンジャー(仮称)による啓発・指導などを実施。水難事故防止協議会(仮称)には河川レンジャーが参加する。	川上 聡
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要) 一級河川敷の年間を通しての次世代の子供達のための理想的都市河川公園を目標として、公衆便所、各関連省庁の了解のもとにスポーツ施設を含めた多目的利用を一定の制限のもとに互いに理解し、護りあって利用出来るように、ここでも流域センター(救護施設)、河川レンジャー(としての人間関係)が必要となる。	小竹 武
									「安全利用のための教育を継続実施」は、大切なことなので、是非進めてください。現状の、チラシを配布したり、先生から注意されたりだけでは、効果は薄いです。川との上手な付き合い方を総合的に指導していく必要があります。	細川 ゆう子
									1. 水難事故防止の取り組みの中で河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。パンフレットの作成・普及、出前講座。安全教育をした上での川遊びの指導。	本多 孝
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
(維持-18)	維持-18	5.6	維持管理	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川水系直轄河川	全	-	関係機関協議/協議会設置/実施	賛成	倉田 亨
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									「検討でなく、早期に確実に実施すべきである」	小林 圭介
									「賛成」	畚野 剛
									可 強化する必要あり	米山 俊直
									重要。予算をつけるべき。	和田 英太郎
									空間監視用カメラによる監視は夜間も実施可能か。	池淵 周一
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									重要。予算をつけるべき。	和田 英太郎
(追加)	維持-19	5.6	維持管理	河川環境の保全のための指導	淀川水系	全	-	継続実施	「実施可」	畚野 剛
									1. 河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。	本多 孝
									可	米山 俊直

旧シート	現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	淀川部会 検討班	実施/ 検討	第2稿 意見	意見	委員名
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									詳細不明で判断できず。「指導」の権限が問題。	倉田 亨
(追加)	維持-20	5.6	維持管理	テロに対する危機 管理の対策	淀川水系直 轄河川	全	-	実施	可	米山 俊直
									流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)	小竹 武
									詳細不明で判断できず。	倉田 亨